

平成29年度決算特別委員会 提出資料

平成30年9月20日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担当課	頁
1	60	市 税	市税差押状況調べ（3年間）	税務課	5
2	63	総務使用料	同和会館及び人権啓発センター使用料の施設別内訳（3年間）	人権・同和政策課	6
3	63	土木使用料	市営住宅の空家と募集状況（住宅別に3年間）	住宅政策課	7
4	63	土木使用料	住宅使用料実績推移（3年間）	住宅政策課	8
5	63	土木使用料	旧地域改善対策住宅の空家状況一覧及び入居実績（3年間）	住宅政策課	9
6	64	衛生手数料	ごみ袋販売実績推移（数量、金額）（3年間）	環境対策課	11
7	77	市 債	合併特例債の活用額と残額の状況について	財政課	12
8	80	一般管理費	第2次行財政改革前期実施計画の進捗状況資料	総合政策課	13
9	85	財産管理費	伊岐須会館の部屋別貸付契約書、管理契約、維持管理費支出の総括表	人権・同和政策課	34
10	86	地域振興費	コミュニティバス及び予約乗合タクシー等に関する資料	まちづくり推進課	39
11	89	人権同和推進費	人権同和対策事業決算総括表（3年間）	人権・同和政策課	43
12	89	人権同和推進費	同和会館・人権啓発センターの施設管理委託実績（施設別、業務別）（3年間）	人権・同和政策課	45
13	89	人権同和推進費	人権同和対策関係補助金、負担金交付団体の状況資料（目的、規約、決算書）	人権・同和政策課	46
14	89	人権同和推進費	人権同和対策関係補助金・負担金の状況一覧表	人権・同和政策課	74
15	89	人権同和推進費	同和団体役員の活動状況がわかるもの（人件費、出勤、業務内容）	人権・同和政策課	75
16	89	人権同和推進費	飯塚集会所の部屋別貸付契約書、管理契約、維持管理費支出の総括表	人権・同和政策課	76
17	89	人権同和推進費	同和対策施設の使用状況、整備状況の一覧	人権・同和政策課 農林振興課	80

平成29年度決算特別委員会 提出資料

平成30年9月20日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担当課	頁
18	91	諸 費	各地域の自治会加入率及び加入数	まちづくり推進課	81
19	99	高齢者福祉費	長寿祝金給付状況調べ（人数、金額、財源）（3年間）	高齢介護課	82
20	100	障がい者福祉費	障がい福祉サービス利用状況	社会・障がい者 福祉課	83
21	103	児童福祉総務費	児童福祉相談の状況（内容別件数）（3年間）	子育て支援課	84
22	103	児童福祉総務費	児童虐待の状況及び対応に関する資料 要保護児童連絡協議会に関する資料	子育て支援課	85
23	103	児童福祉総務費	子ども医療費助成事業支給対象者の年齢内訳	医療保険課	91
24	103	児童福祉総務費	子ども医療費に係る一部自己負担の状況について	医療保険課	92
25	103	児童措置費	各私立保育所の運営費用に関する資料 人員配置に関する資料	子育て支援課	93
26	104	児童措置費	私立保育所運営費推移（3年間）	子育て支援課	98
27	104	児童措置費	保育所体制と入所待機状況の月別推移（3年間）	子育て支援課	99
28	104	児童措置費	児童扶養手当、特別児童扶養手当支給推移調べ（3年間）	子育て支援課	100
29	105	保育所費	人員配置に関する資料	子育て支援課	101
30	107	青少年対策費	児童クラブ利用状況（クラブ別人数、金額）（3年間）	学校教育課	105
31	107	青少年対策費	児童クラブ運営状況調べ	学校教育課	105
32	112	健康づくり推進費	妊婦健診に関する資料	健幸・スポーツ課	106
33	116	ごみ処理費	ゴミ処理の費用等に関する資料	環境対策課	108
34	116	ごみ処理費	ごみ処理状況の推移	環境対策課	110

平成29年度決算特別委員会 提出資料

平成30年9月20日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担当課	頁
35	116	ごみ処理費	ごみ収集業務委託状況調べ（3年間）	環境対策課	111
36	116	ごみ処理費	清掃工場の運転状況及び委託料の状況	環境対策課	112
37	128	土木総務費	住宅リフォーム補助金の利用実績と経済効果の推移（制度発足後）	住宅政策課	113
38	128	土木総務費	マイホーム取得奨励事業に関する他自治体との比較及び効果に関する資料	住宅政策課	114
39	132	公園費	都市公園の管理費について（公園ごとに）	都市計画課	118
40	140	人権同和教育費	人権同和教育啓発事業概要と実施状況	人権・同和政策課	120
41	140	人権同和教育費	人権同和啓発事業委託料内訳及び実施状況（3年間）	人権・同和政策課	120
42	141	人権同和教育費	人権・同和教育研究協議会の決算及び活動状況（3年間）	人権・同和政策課	121
43	141	人権同和教育費	解放子ども会推進員の委嘱と活動の状況	人権・同和政策課	125
44	141	人権同和教育費	児童生徒支援加配状況及び人権同和教育関連出張費等一覧（3年間）	学校教育課	126
45	142 146	教育振興費	市立小中学校の不登校、いじめ、体罰、校内暴力（対教師も含む）の推移（3年間）	学校教育課	127
46	143 146	教育振興費	特別支援を要する児童生徒のための支援員の配置状況	学校教育課	128
47	143 147	教育振興費	就学援助実施状況推移（小・中別に）	教育総務課	129
48	144 147	学校整備費	小中学校統合整備事業（総括）	教育総務課	130
49	144	学校整備費	大規模改造事業実施経過	教育総務課	131
50	162	国民健康保険 特別会計	国民健康保険税滞納及び不納欠損状況（3年間）	税務課	132
51	162	国民健康保険 特別会計	国民健康保険税軽減状況及び限度超過額の状況（3年間）	医療保険課	133

平成29年度決算特別委員会 提出資料

平成30年9月20日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担当課	頁
52	162	国民健康保険 特別会計	国民健康保険税減免相談件数と適用件数（3年間）	医療保険課	134
53	162	国民健康保険 特別会計	子ども保険証の発行状況（3年間）	医療保険課	135
54	176	介護保険特別会計	介護保険料の収納状況と利用料の3割負担対象者数の推移（3年間）	高齢介護課	136
55	176	介護保険特別会計	介護保険料の減免適用状況	高齢介護課	136
56	180	介護保険特別会計	介護保険から総合事業への移行状況がわかるもの	高齢介護課	137
57	184	介護保険特別会計	配食サービス事業実施状況推移（旧自治体ごと、委託先）（3年間）	高齢介護課	138
58	192	後期高齢者医療 特別会計	後期高齢者医療制度未納者数及び資格証発行数	医療保険課	139
59	198	住宅新築資金等 貸付特別会計	滞納状況及び克服（解消）状況推移（3年間）	住宅政策課	140
60	205	小型自動車 競走事業特別会計	施設の維持管理状況と委託状況がわかるもの	公営競技事業所	141
61	232	学校給食事業 特別会計	学校給食費収納額及び未納額の推移	学校給食課	168
62	234	学校給食事業 特別会計	地元産品の使用状況に関する資料 残滓に関する資料	学校給食課	169

市税差押状況調べ（3年間）

税務課

(単位：千円)

債権 年度	預貯金		生命保険		不動産		不動産 (参加差押)		給与		その他		合計		差押による 納入額
	件数	滞納額	件数	滞納額	件数	滞納額	件数	滞納額	件数	滞納額	件数	滞納額	件数	滞納額	
平成27年度	1,423	177,742	169	238,976	24	15,403	31	42,576	189	71,290	109	136,562	1,945	682,549	49,637
平成28年度	1,295	204,953	157	217,103	33	18,472	34	13,511	202	76,760	74	122,367	1,795	653,166	58,105
平成29年度	1,449	201,411	65	16,571	37	19,428	25	63,415	240	26,776	41	27,394	1,857	354,995	62,256

*市税は市県民税（普徴）、市県民税（特徴）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税を合算しています。

同和会館及び人権啓発センター使用料の施設別内訳（3年間）

	立岩会館			穂波人権啓発センター			筑穂人権啓発センター		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
年間利用者	3,788人	4,041人	3,797人	7,135人	6,841人	7,097人	3,145人	3,134人	2,888人
年間使用料	23,480円	28,830円	51,900円	252,640円	231,810円	230,260円	29,080円	27,430円	34,130円
減免件数	156件	163件	138件	247件	233件	249件	278件	256件	247件
減免額	524,820円	609,520円	566,190円	154,000円	151,880円	180,050円	328,190円	318,050円	319,530円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
同和会館 使用料	23,480円	28,830円	51,900円
人権啓発センター 使用料	281,720円	259,240円	264,390円
計	305,200円	288,070円	316,290円

市営住宅の空家と募集状況（住宅別に3年間）

住宅政策課

管理戸数及び空家状況

(単位：戸)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
管理戸数		4,422	4,419	4,413	公募停止 予算の範囲内で公募が可能 公募停止扱い
入居戸数		3,564	3,473	3,394	
内訳	空家	858	946	1,019	
	政策空家	415	448	463	
	通常空家	392	428	463	
	補修費大	28	47	68	
通常	補修不可	23	23	25	

市営住宅募集状況

		平成27年度 (H28.3.31現在)							平成28年度 (H29.3.31現在)							平成29年度 (H30.3.31現在)						
		5月	6月随時	8月	11月	12月随時	2月	総数	5月	6月随時	8月	11月	12月随時	2月	総数	5月	6月随時	8月	11月	12月随時	2月	総数
公募倍率		5.83倍	0.25倍	5.73倍	3.95倍	1.86倍	4.90倍	4.51倍	4.52倍	0.67倍	4.18倍	4.75倍	1.00倍	4.55倍	4.12倍	3.79倍	0.57倍	4.33倍	3.03倍	0.50倍	3.77倍	3.21倍
一般目的	募集	15戸	4戸	13戸	12戸	3戸	12戸	59戸	14戸	1戸	10戸	12戸	4戸	10戸	51戸	14戸	3戸	10戸	16戸	4戸	14戸	61戸
	申込	115人	1人	107人	67人	8人	95人	393戸	98人	1人	88人	102人	5人	80人	374戸	92人	2人	66人	82人	4人	90人	336戸
	入居	11戸	1戸	12戸	9戸	2戸	10戸	45戸	11戸	0戸	7戸	8戸	1戸	8戸	35戸	8戸	0戸	5戸	10戸	2戸	9戸	34戸
母子世帯向	募集	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	0戸	1戸	1戸	0戸	1戸	2戸	1戸	0戸	5戸	1戸	0戸	1戸	1戸	1戸	1戸	5戸
	申込	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1戸	0人	0人	0人	1人	1人	0人	2戸	2人	0人	1人	0人	0人	0人	3戸
	入居	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸
老人世帯向	募集	4戸	4戸	2戸	3戸	3戸	1戸	17戸	1戸	0戸	4戸	3戸	0戸	3戸	11戸	3戸	1戸	2戸	2戸	1戸	1戸	10戸
	申込	0人	1人	1人	1人	3人	0人	6戸	1人	0人	0人	2人	0人	0人	3戸	3人	0人	2人	1人	0人	0人	6戸
	入居	0戸	1戸	1戸	0戸	3戸	0戸	5戸	0戸	0戸	0戸	2戸	0戸	0戸	2戸	0戸	0戸	1戸	1戸	0戸	0戸	2戸
身障者世帯向	募集	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	1戸
	申込	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0戸	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0戸	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1戸
	入居	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	1戸
改良住宅	募集	4戸	0戸	6戸	6戸	1戸	7戸	24戸	7戸	2戸	7戸	7戸	3戸	9戸	35戸	10戸	3戸	5戸	9戸	4戸	10戸	41戸
	申込	19人	0人	17人	15人	2人	3人	56戸	5人	1人	4人	9人	2人	20人	41戸	9人	2人	9人	4人	1人	8人	33戸
	入居	2戸	0戸	4戸	2戸	1戸	1戸	10戸	3戸	1戸	2戸	2戸	1戸	5戸	14戸	4戸	1戸	3戸	1戸	0戸	3戸	12戸
計	募集	23戸	8戸	22戸	21戸	7戸	20戸	101戸	23戸	3戸	22戸	24戸	8戸	22戸	102戸	28戸	7戸	18戸	29戸	10戸	26戸	118戸
	申込	134人	2人	126人	83人	13人	98人	456戸	104人	2人	92人	114人	8人	100人	420戸	106人	4人	78人	88人	5人	98人	379戸
	入居	13戸	2戸	18戸	11戸	6戸	11戸	61戸	14戸	1戸	9戸	13戸	2戸	13戸	52戸	12戸	1戸	9戸	13戸	2戸	12戸	49戸

住宅使用料実績推移（3年間）

住宅政策課

地区	年度	調定額（円）			収入済額（円）			収入未済額（円）			収納率（％）		
		現年度分	滞納分	計	現年度分	滞納分	計	現年度分	滞納分	計	現年度分	滞納分	計
飯塚	27	385,607,500	136,475,658	522,083,158	371,862,940	13,545,740	385,408,680	13,744,560	122,929,918	136,674,478	96.44	9.93	73.82
	28	377,086,800	133,761,752	510,848,552	365,215,110	11,419,000	376,634,110	11,871,690	120,204,352	132,076,042	96.85	8.54	73.73
	29	370,251,900	132,076,042	502,327,942	356,173,380	10,383,730	366,557,110	14,078,520	120,693,012	134,771,532	96.20	7.86	72.97
穂波	27	92,436,300	26,564,308	119,000,608	88,768,000	3,764,460	92,532,460	3,668,300	22,799,848	26,468,148	96.03	14.17	77.76
	28	90,886,200	26,093,548	116,979,748	87,280,820	3,093,300	90,374,120	3,605,380	22,494,648	26,100,028	96.03	11.85	77.26
	29	91,413,700	26,100,028	117,513,728	87,200,730	3,100,230	90,300,960	4,212,970	22,511,888	26,724,858	95.39	11.88	76.84
筑穂	27	43,854,700	18,723,600	62,578,300	41,862,600	2,347,780	44,210,380	1,992,100	16,375,820	18,367,920	95.46	12.54	70.65
	28	45,208,400	18,181,020	63,389,420	43,247,920	2,046,600	45,294,520	1,960,480	16,014,920	17,975,400	95.66	11.26	71.45
	29	44,414,400	17,975,400	62,389,800	43,033,100	1,465,660	44,498,760	1,381,300	16,509,740	17,891,040	96.89	8.15	71.32
庄内	27	41,545,100	15,233,000	56,778,100	39,882,400	714,320	40,596,720	1,662,700	14,518,680	16,181,380	96.00	4.69	71.50
	28	41,698,800	16,181,380	57,880,180	40,213,520	782,170	40,995,690	1,485,280	15,168,910	16,654,190	96.44	4.83	70.83
	29	40,876,500	16,654,190	57,530,690	39,257,960	1,074,820	40,332,780	1,618,540	15,365,970	16,984,510	96.04	6.45	70.11
颯田	27	51,656,100	46,664,370	98,320,470	49,227,300	3,069,100	52,296,400	2,428,800	43,595,270	46,024,070	95.30	6.58	53.19
	28	50,336,400	44,536,170	94,872,570	48,730,700	3,381,040	52,111,740	1,605,700	40,493,730	42,099,430	96.81	7.59	54.93
	29	49,556,000	42,099,430	91,655,430	47,306,900	3,252,780	50,559,680	2,249,100	37,725,650	39,974,750	95.46	7.73	55.16
合計	27	615,099,700	243,660,936	858,760,636	591,603,240	23,441,400	615,044,640	23,496,460	220,219,536	243,715,996	96.18	9.62	71.62
	28	605,216,600	238,753,870	843,970,470	584,688,070	20,722,110	605,410,180	20,528,530	214,376,560	234,905,090	96.61	8.68	71.73
	29	596,512,500	234,905,090	831,417,590	572,972,070	19,277,220	592,249,290	23,540,430	212,806,260	236,346,690	96.05	8.21	71.23

旧地域改善対策住宅の空家状況一覧及び入居実績（3年間）

○空家住宅

基準日

平成30年3月31日

番号	住宅名		退去日	備考
1	白旗住宅	その1	平成15年4月30日	14年11ヶ月
2	白旗住宅	その2	平成24年1月30日	6年2ヶ月
3	白旗住宅	その3	平成24年9月30日	5年6ヶ月
4	白旗住宅	その4	平成27年10月29日	2年5ヶ月
5	白旗住宅	その5	平成26年4月23日	3年11ヶ月
6	白旗住宅	その6	平成26年2月24日	4年1ヶ月
7	下三緒住宅	その1	平成22年5月31日	7年10ヶ月
8	下三緒住宅	その2	平成18年6月29日	11年9ヶ月
9	上三緒団地住宅	その1	平成20年11月30日	9年4ヶ月
10	上三緒団地住宅	その2	平成19年5月31日	10年10ヶ月
11	上三緒団地住宅	その3	平成23年4月1日	6年11ヶ月
12	上三緒団地住宅	その4	平成26年1月27日	4年2ヶ月
13	上三緒団地住宅	その5	平成27年10月21日	2年5ヶ月
14	上三緒団地住宅	その6	平成5年10月23日	24年5ヶ月
15	上三緒団地住宅	その7	平成24年12月31日	5年3ヶ月
16	上三緒団地住宅	その8	平成15年4月21日	14年11ヶ月
17	上三緒団地住宅	その9	平成28年6月20日	1年9ヶ月
18	上三緒団地住宅	その10	平成23年11月8日	6年4ヶ月
19	上三緒団地住宅	その11	平成24年12月25日	5年3ヶ月
20	上三緒団地住宅	その12	平成16年10月18日	13年5ヶ月
21	目尾第2住宅	その1	平成21年3月10日	9年0ヶ月
22	目尾第2住宅	その2	平成26年3月31日	4年0ヶ月
23	目尾第2住宅	その3	平成24年8月31日	5年7ヶ月
24	目尾第2住宅	その4	平成22年4月9日	7年11ヶ月
25	目尾第2住宅	その5	平成22年9月2日	7年6ヶ月
26	目尾第2住宅	その6	平成22年5月31日	7年10ヶ月
27	目尾第2住宅	その7	平成23年10月7日	6年5ヶ月
28	ノ尾住宅	その1	平成26年2月14日	4年1ヶ月
29	ノ尾住宅	その2	平成29年11月28日	0年4ヶ月
30	ノ尾住宅	その3	平成27年2月13日	3年1ヶ月
31	ノ尾住宅	その4	平成22年6月16日	7年9ヶ月
32	潤野住宅	その1	平成27年10月20日	2年5ヶ月
33	潤野住宅	その2	平成19年12月11日	10年3ヶ月
34	潤野住宅	その3	平成23年9月30日	6年6ヶ月
35	幸袋西町住宅	その1	平成26年4月30日	3年11ヶ月
36	幸袋西町住宅	その2	平成18年8月21日	11年7ヶ月
37	幸袋西町住宅	その3	平成28年7月15日	1年8ヶ月
38	幸袋西町住宅	その4	平成26年9月30日	3年6ヶ月
39	幸袋西町住宅	その5	平成26年9月19日	3年6ヶ月
40	幸袋西町住宅	その6	平成21年3月31日	9年0ヶ月
41	南伊川住宅	その1	平成25年9月30日	4年6ヶ月
42	南伊川住宅	その2	平成18年5月31日	11年10ヶ月
43	南伊川住宅	その3	平成20年8月31日	9年7ヶ月
44	金池住宅	その1	平成21年4月27日	8年11ヶ月
45	金池住宅	その2	平成23年2月28日	7年1ヶ月
46	鯉田畝割住宅	その1	平成22年3月2日	8年0ヶ月
47	鯉田畝割住宅	その2	平成27年6月30日	2年9ヶ月
48	鯉田畝割住宅	その3	平成24年1月31日	6年2ヶ月
49	鯉田畝割住宅	その4	平成23年2月21日	7年1ヶ月
50	鯉田畝割住宅	その5	平成28年4月30日	1年11ヶ月

番号	住宅名		退去日	備考
51	楽市2住宅	その1	平成23年4月28日	6年11ヶ月
52	楽市2住宅	その2	平成23年4月27日	6年11ヶ月
53	楽市2住宅	その3	平成26年6月13日	3年9ヶ月
54	楽市2住宅	その4	平成26年5月31日	3年10ヶ月
55	楽市2住宅	その5	平成23年7月15日	6年8ヶ月
56	楽市2住宅	その6	平成20年1月11日	10年2ヶ月
57	楽市2住宅	その7	平成18年3月31日	12年0ヶ月
58	楽市2住宅	その8	平成19年8月29日	10年7ヶ月
59	平恒中野住宅	その1	平成22年8月31日	7年7ヶ月
60	平恒中野住宅	その2	平成22年12月27日	7年3ヶ月
61	平恒中野住宅	その3	平成29年5月15日	0年10ヶ月
62	平恒中野住宅	その4	平成23年4月1日	6年11ヶ月
63	平恒中野住宅	その5	平成23年4月1日	6年11ヶ月
64	小正水落住宅	その1	平成28年3月31日	2年0ヶ月
65	小正水落住宅	その2	平成19年6月22日	10年9ヶ月
66	小正水落住宅	その3	平成18年8月31日	11年7ヶ月
67	小正水落住宅	その4	平成26年3月4日	4年0ヶ月
68	小正水落住宅	その5	平成26年11月15日	3年4ヶ月
69	小正水落住宅	その6	平成19年4月1日	10年11ヶ月
70	小正水落住宅	その7	平成27年7月31日	2年8ヶ月
71	筑穂浦田団地住宅	その1	平成20年4月8日	9年11ヶ月
72	筑穂浦田団地住宅	その2	平成19年9月10日	10年6ヶ月
73	筑穂浦田団地住宅	その3	平成26年12月31日	3年3ヶ月
74	筑穂浦田団地住宅	その4	平成29年4月1日	0年11ヶ月
75	筑穂浦田団地住宅	その5	平成19年9月30日	10年6ヶ月
76	筑穂浦田団地住宅	その6	平成29年5月31日	0年10ヶ月
77	筑穂浦田団地住宅	その7	平成20年1月31日	10年2ヶ月
78	筑穂浦田団地住宅	その8	平成25年4月30日	4年11ヶ月
79	筑穂浦田団地住宅	その9	平成29年12月22日	0年3ヶ月
80	筑穂浦田団地住宅	その10	平成27年9月30日	2年6ヶ月
81	鶯塚団地住宅	その1	平成29年7月24日	0年8ヶ月
82	新町東住宅	その1	平成21年12月7日	8年3ヶ月
83	新町東住宅	その2	平成25年8月29日	4年7ヶ月
84	新町東住宅	その3	平成25年10月10日	4年5ヶ月
85	新町東住宅	その4	平成19年10月31日	10年5ヶ月
86	預坂団地住宅	その1	平成25年5月31日	4年10ヶ月
87	預坂団地住宅	その2	平成27年6月30日	2年9ヶ月
88	預坂団地住宅	その3	平成28年5月9日	1年10ヶ月
89	預坂団地住宅	その4	平成28年3月7日	2年0ヶ月
90	預坂団地住宅	その5	平成23年6月30日	6年9ヶ月
91	預坂団地住宅	その6	平成21年10月31日	8年5ヶ月
92	大畑団地住宅	その1	平成22年3月24日	8年0ヶ月
合 計			92戸	

○入居実績

入居年度	入居戸数
平成27年度	0 戸
平成28年度	1 戸
平成29年度	4 戸
合 計	5 戸

ごみ袋販売実績推移（数量、金額）（3年間）

環境対策課

（単位：円、10枚/巻・冊）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ袋	金額	307,591,560	310,160,880	312,267,960
	巻数	586,890	595,050	598,600
事業系ごみ袋	金額	192,615,840	199,318,320	199,389,600
	巻数	180,360	186,930	187,000
ごみ袋小計①	金額	500,207,400	509,479,200	511,657,560
	巻数	767,250	781,980	785,600
粗大ごみシール②	金額	17,023,500	16,343,100	17,536,500
	冊数	6,305	6,053	6,495
計 ③=①+②	金額	517,230,900	525,822,300	529,194,060
ごみ処理総経費④		2,745,675,154	2,259,077,572	2,327,585,816
ごみ処理総経費に対する比率 ⑤=③/④		18.84%	23.28%	22.74%

合併特例債の活用額と残額の状況について

財政課

○ソフト事業 活用限度額：3,800百万円

(単位：百万円)

事業名	平成29年度末 累計額	平成30年度 予算額	総累計
飯塚市地域振興基金積立事業	3,800.0		3,800.0

○ハード事業 活用限度額：46,928.2百万円

(単位：百万円)

事業名	平成29年度末 累計額	平成30年度 予算額	総累計
本庁舎総合窓口設置等改修事業	52.7		52.7
庁舎サーバー室設備整備事業	11.5		11.5
本庁舎建設事業	7,273.3	452.0	7,725.3
地域情報プラットフォームによる組織のスリム化及び情報ネットワークシステム構築事業	539.6		539.6
サンアビリティーズいくつか改修事業	15.5	12.1	27.6
颯田保育所新築事業	195.0		195.0
認定こども園整備事業	77.4		77.4
児童館整備事業	303.6		303.6
クリーンセンター大規模整備事業	3,100.3		3,100.3
環境センター大規模整備事業	863.4		863.4
水道事業会計出資債	2,372.0	174.0	2,546.0
筑豊労災病院の買取事業	21.5		21.5
病院事業会計出資債	1,264.8		1,264.8
旧伊藤伝右衛門邸を活用した観光拠点整備事業	129.6		129.6
筑豊ハイツ整備事業	78.6	599.4	678.0
主要地方道整備事業	1,856.1	177.5	2,033.6
飯塚市中心市街地活性化事業	2,193.3		2,193.3
勝盛公園整備事業	162.5		162.5
浸水対策事業	3,984.9		3,984.9
防災行政無線整備事業	288.7		288.7
消防団車庫等建替事業	19.5		19.5
消防自動車購入事業	42.7		42.7
飯塚市立小中学校整備事業	7,846.7		7,846.7
教育施設及び児童福祉施設空調設備整備事業	65.4	431.9	497.3
学校給食施設等整備事業	2,676.8		2,676.8
公民館等整備事業	331.4		331.4
飯塚市立図書館システム整備事業	4.6		4.6
歴史資料館整備事業	92.5		92.5
文化会館大規模改修事業	693.2	21.8	715.0
健康の森公園多目的施設建設事業	206.9		206.9
菰田・徳前保育所統合事業	576.9		576.9
交流センター整備事業	17.5	288.8	306.3
計	37,358.4	2,157.5	39,515.9

今後の活用限度額	9,569.8	7,412.3
----------	---------	---------

※平成30年度予算額には平成29年度からの繰越額を含む。

第2次行財政改革前期実施計画

平成29年度 進捗状況資料

● 第2次行財政改革前期実施計画の概要

1 第2次行財政改革前期実施計画の策定趣旨

第2次行財政改革前期実施計画は、「第2次行財政改革大綱」で目指している「効果的・効率的で健全な行財政運営を確立し、市民や市民団体等と行政との協働によるまちづくり」を推進し、実現していくために策定したもので、同大綱に掲げる次の目標の達成に向けて次頁に記載する4つの基本方針を15の推進項目に区分し、58の実施項目（H26に2項目追加）として計画し推進している。

【第2次行財政改革大綱に掲げる目標への実施計画計画年度毎の状況】

（単位：百万円）

目 標 項 目	指標名	H26	H27	H28	H29	H30
①平成35年度時点で財政調整基金（減債基金含）の積立残高を標準財政規模の約20%にあたる64億円以上とする。	年度末積立金高	14,322	15,411	15,988	15,603	—
②地方債の対象事業を計画的に実施し、臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中（平成35まで）は70億円以内で推移させる。	公債費	4,629	4,613	4,541	4,495	—
③平成35年度時点で単年度収支を黒字化する。	単年度収支額	284	△ 93	△ 1,234	1,010	—
参考 実質単年度収支額		423	△ 29	△ 1,645	267	

2 計画の実施期間

前期実施計画の期間は平成26年度から平成30年度までの5年間

3 前期実施計画の目標

第2次行財政改革大綱の目標達成にむけて、この前期実施計画の計画期間中（平成30年度まで）は行財政効果額30億円以上を目標としている。（※計画期間中の各年度の目標効果額は2頁の「推進項目の一覧」資料のとおり）

4 実施項目の内容

第2次行財政改革大綱では、財政健全化に主眼を置いた財政的な削減効ばかりを目指すものではなく、社会情勢の変化を踏まえ、少子高齢化に伴う人口減少への対応や、地方分権の時代における市民と行政の役割分担など、行政の仕組みを含めた「選択と集中」の行財政改革を効率的かつ効果的に推進していく方針を定めている。このため、本実施計画は、実施項目の全58項目のうち29項目が財政的な効果額を目標としており、27項目は行政活動での仕組みや各種取り組みにおいて成果を上げることが目標とし実施している。

（※各実施項目に関する取り組み内容と進捗状況、成果については3頁から20頁の推進項目管理表に記載）

5 実施計画の進捗状況

(1) 推進項目の一覧

(単位：千円)

大分類	中分類	頁	実施項目数	計画年度別効果額(上段：計画額・下段：実績額)					
				26	27	28	29	30	計
Ⅰ 市民等との協働「パートナーシップ」による行政運営の推進	①人権が大切にされ、市民等協働によるまちづくりの推進	3	3/4	—	—	—	—	—	—
	②情報の共有化の推進	4	3/3	—	—	—	—	—	—
	③市民参加型の行政運営の推進	5	1/2	—	—	—	—	—	—
Ⅱ 効果的で効率的な行政運営の推進	①市民サービスの向上及び効率化の推進	6	2/2	—	—	—	—	—	—
	②民間委託等の推進	7	4/5	2,000 6,370	3,000 7,663	3,000 10,857	5,000 9,467	5,000 —	18,000 34,357
	③公共施設の効率的な運営管理と統合整理の推進	8・9	7/7	42,000 74,302	135,000 149,988	166,000 167,037	168,000 282,654	177,000 —	688,000 673,981
	④ICT技術を活用した行政運営の推進	10	3/3	— 16	— 93,615	80,000 30,188	80,000 13,515	80,000 —	240,000 137,334
	⑤施策評価の推進と事務事業の効果的、効率的な見直し	11・12	8/8	10,000 26,858	16,000 34,143	16,000 50,017	16,000 56,484	12,000 —	70,000 167,502
Ⅲ 持続可能で健全な財政基盤の確立	①歳入確保への取り組み	13・14	7/7	80,000 109,564	100,000 229,944	120,000 154,881	138,000 483,802	138,000 —	576,000 978,191
	②歳出の適正化に関する取り組み	15	4/4	— 69,051	— 118,396	— 191,195	— 222,499	— —	— 601,141
	③給与制度の適切な運用	16	2/3	— —	— 1,277	— 1,000	— 723	— —	— 3,000
	④地方公営企業の健全な経営	17	1/1	— 26,030	— 24,133	— 29,262	— 27,962	— —	— 107,387
	⑤外郭団体等（地方公社、一部事務組合、第3セクター等）の健全な経営	18	1/2	— 2,974	— △ 26	— 2,974	— 2,974	— —	— 8,896
Ⅳ 時代に対応できる組織改革と人材育成の推進	①時代に対応した効果的で効率的な組織・機構改革	19	4/4	105,000 66,491	164,000 155,940	291,000 211,416	411,000 370,229	451,000 —	1,422,000 804,076
	②職員の意識改革と資質向上	20	1/3	— —	— —	— —	— —	— —	— —
合 計			51/58	239,000 381,656	418,000 815,073	676,000 848,827	818,000 1,470,309	863,000 —	3,014,000 3,515,865
			達成率	159.69%	194.99%	125.57%	179.74%	—	116.65%

※過年度の実績額については、一部訂正しています。

(2) 具体的な推進項目の内容

*「検討・実施」とは、検討を行いながら、実施可能な時期(可能な年度、または、年度途中)から実施を行うことをいう。

大分類	I 市民等との協働「パートナーシップ」による行政運営の推進
中分類	①人権が大切にされ、市民等協働によるまちづくりの推進

目的・課題
<p>少子高齢化、核家族化の進行による地域力の低下、子どもや高齢者等に対する虐待など様々な課題の解決は、行政だけでは対応では困難であり、市民をはじめ、自治会、住民団体などと行政が、それぞれの役割に応じ、協働してまちづくりを行う必要があることから、その主体となる団体に対する支援と協働のまちづくりの仕組みについて協議検討していく。</p>

進捗・管理 (単位:千円)			
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	0	-
28年度	0	0	-
29年度	0	0	-
30年度	0	0	-
計	0	0	-

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	まちづくり推進課	「まちづくり協議会」に対する活動支援	市内12地区すべてのまちづくり協議会に対し、補助金を交付した。また、各協議会が策定した、それぞれの地区の現状や課題及び解決策等をまとめた「まちづくり計画」に基づき、市民と行政の協働のまちづくりを推進した。	26年度	検討・実施	実施	—	—
				27年度	実施	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓			
2	まちづくり推進課	自治会への加入促進	自治会加入率の向上を図るため、自治会未加入世帯及び転入世帯等に対し「訪問申込書」の記入を求め、申込書記入者宅を自治会関係者が後日訪問する取組を行った。市や地域のまちづくり協議会等が開催するイベントで自治会加入促進ブースを設置し、来場者に対し自治会のPRを実施した。自治会が開催する新設マンションに対する自治会説明会に同行し、説明や資料提供などの支援を実施した。	26年度	実施	検討・実施	自治会 加入率 (%)	64.0
				27年度	↓	実施		62.9
				28年度	↓	↓		60.8
				29年度	↓	↓		60.3
				30年度	↓			
3	まちづくり推進課 土木管理課 都市計画課	道路・水路・公園等管理へのアダプト制度導入の検討	現在策定中のストック再編計画において、公園の集約を検討しているため、アダプト制度のメリット・デメリットを含め、導入について検討をしている。(都市計画課) 現在、制度化していないが、地域活動で、定期的に草刈をしてもらっている公園が多数ある(刈草等は市が回収し処理。刈草を入れるゴミ袋も市が配布。)。制度化することにより、啓発にはなるが、既にボランティアを実施している団体には手続等の手間がかかることになる。(まちづくり推進課・都市計画課)	26年度	検討	検討	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度		↓		—
				30年度				
4	秘書課	市長懇談会の充実	行政と関係団体との相互理解を深め、協働のまちづくりを進めるため12地区まちづくり協議会代表者等との意見交換会を実施。 12地区まちづくり協議会代表者との懇談会 計3回 飯塚商工会議所、いづか男女共同参画推進ネットワーク、等6団体との懇談会 各1回 計6回	26年度	実施	実施	開催数 (回)	2
				27年度	↓	未実施		0
				28年度	↓	未実施		0
				29年度	↓	実施		9
				30年度	↓			

大分類	I 市民等との協働「パートナーシップ」による行政運営の推進
中分類	②情報の共有化の推進

目的・課題
<p>市政への市民参画や市民と行政との連携・協働を図っていくためには、情報の共有が重要なことから、行政情報を市広報誌やホームページなどの様々な媒体をとおして積極的に提供していく。</p>

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	0	-
28年度	0	0	-
29年度	0	0	-
30年度	0	0	-
計	0	0	-

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	総務課	行政情報の積極的公表(拡充)	毎年作成している「統計いづか」において、今年度からホームページ上で、二次利用を考慮してCSVデータを公表し、利便性の向上を図った。	26年度	実施	実施	ホームページ「統計いづか」アクセス件数(件)	—
				27年度	↓	↓		3,230
				28年度	↓	↓		3,076
				29年度	↓	↓		2,613
				30年度	↓			
2	情報政策課	ホームページの見直し	担当課での作成・編集作業を行っているため、統一感のあるレイアウト等になるよう、確認を行った。 リニューアル後2年を経過したこともあり、担当課へ掲載内容の再確認を依頼し、不要なページは削除を行ったとともに、必要なページについては掲載期間の延長を行った。	26年度	検討	実施	ホームページアクセス件数増減率(%) ※対H25年度件数	431.75
				27年度	実施	↓		474.04
				28年度	↓	↓		464.28
				29年度	↓	↓		449.59
				30年度	↓			
3	議会事務局	市議会本会議等のインターネット配信	議会だより等において、会議の生中継及び録画中継を配信している旨の周知を行った。また、会議視聴画面に発言者名や議案名等を表示させることや、市議会ホームページで議案書等の議会資料を公開することにより、視聴者が会議の状況を把握しやすいような改善を行った。	26年度	検討・実施	実施	本会議中継視聴件数(件)	5,287
				27年度	↓	↓		6,377
				28年度	↓	↓		2,483
				29年度	実施	↓		2,696
				30年度	↓			

大分類	I 市民等との協働「パートナーシップ」による行政運営の推進
中分類	③市民参加型の行政運営の推進

目的・課題
市民参加型の行政運営を推進していくため、さらなる市民参画や市民から意見を聴取し、反映するための様々な手法を実施検討していく。

進捗・管理 (単位:千円)			
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	0	-
28年度	0	0	-
29年度	0	0	-
30年度	0	0	-
計	0	0	-

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	情報政策課 まちづくり推進課	市民意見反映の推進	地域の自治会やまちづくり協議会などを通して、個別的な課題や問題点等の意見を聴取し、関係各課と連携して課題解決を行った。(まちづくり推進課)	26年度	検討・実施	実施	ホームページへの市民意見投稿件数 (件)	11
				27年度	実施	↓		124
				28年度	↓	↓		345
				29年度	↓	↓		297
				30年度	↓			
2	総合政策課 まちづくり推進課	市民団体、NPO法人等の行政運営への参加推進	市民団体やNPO法人等の行政経営への参画を推進するため、審議会等の委員構成等について、2回(4月、1月)調査を実施し、必要に応じた指導・助言を行った。(総合政策課) 市民団体、NPO法人等の団体調査を実施し、現在、各団体の行政運営への参加推進に向けた具体的な取り組みを検討した。(まちづくり推進課)	26年度	検討・実施	検討	-	-
				27年度	実施	↓		-
				28年度	↓	↓		-
				29年度	↓	↓		-
				30年度	↓			

大分類	Ⅱ効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	①市民サービスの向上及び効率化の推進

目的・課題
市民ニーズの多様化にあわせたサービス提供の手法やICT技術を活用し、市民にとって利用しやすく、効率的なサービスの実施について推進していく。

進捗・管理			
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	0	-
28年度	0	0	-
29年度	0	0	-
30年度	0	0	-
計	0	0	-

(単位:千円)

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	市民課	休日開庁サービスの検討	平成30年3月25日(日)午前8時30分～昼12時15分に本庁窓口の休日開庁を試行的に行った。 休日開庁を実施した所管課は市民課、医療保険課、税務課、高齢介護課、子育て支援課、社会障がい者福祉課。 平成30年度中に休日開庁サービスのあり方について方針決定予定。	26年度	検討	検討	休日利用者数 (人)	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	実施	実施		80
				30年度	↓			
2	市民課 情報政策課 税務課	コンビニ等での諸証明発行の推進	全国の指定コンビニエンスストアでマイナンバーカードを活用した住民票の写しなどの証明書の交付を行った。 発行可能店舗:セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ・サークルKサンクス 発行対応時間:6時半～23時(戸籍謄抄本・附票は平日9時～17時)	26年度	検討	検討	コンビニでの発行件数 (件)	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	検討・実施	実施		1,440
				29年度	実施	↓		5,394
				30年度	↓			

大分類	Ⅱ効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	②民間委託等の推進

目的・課題
すべての事務事業について、「民間委託等に関する指針」等に基づき、行政と民間の役割分担や、民間委託化、民営化の検討を行いながら民間委託等を進めていく。但し、今後増加が見込まれる再任用の職員の活用について考慮したうえで進めていくものとする。

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	2,000	6,370	318.50%
27年度	3,000	7,663	255.43%
28年度	3,000	10,857	361.90%
29年度	5,000	9,467	189.34%
30年度	5,000	0	0.00%
計	18,000	34,357	190.87%

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	環境対策課	直営ごみ収集業務の一部民間委託	平成27年度からごみ収集業務の一部を民間委託している。今年度も年次実施計画を策定し、検討・実施した。	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	↓	実施		1,293
				28年度	↓	↓		3,414
				29年度	実施	↓		2,269
				30年度	↓			
2	環境対策課	し尿収集業務の一部民間移管	平成26年度からし尿収集業務の一部を民間委譲している。今年度も検討・実施した。	26年度	検討・実施	実施	効果額	6,370
				27年度	↓	↓		6,370
				28年度	↓	↓		7,443
				29年度	実施	↓		7,079
				30年度	↓			
3	環境対策課	し尿処理施設運転業務の民間委託	平成29年度からし尿処理施設の運転管理業務の民間委託を開始した。	26年度	検討	検討	効果額	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	検討・実施	実施		119
				30年度	↓			
4	本庁、支所関係課	本庁、支所の窓口業務の委託化検討	支所の窓口業務委託については、平成28年度に他自治体の状況調査を行い、検討を行った結果、当面は民間委託ではなく、今後増加する再任用職員のポストとして活用することとしており、平成29年度も引き続き実施した。	26年度	検討・実施	検討	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	実施	↓		—
				30年度	↓			
5	関係課	【継続】「民間委託等に関する指針」による事務事業の民間委託等の推進	楽市小学校について、平成28年度まで自校式(直営)で調理業務を行い給食の提供を行ってきたが、平成29年度から小中一貫校穂波東校に統合されたことに伴い、調理委託により給食を提供することとした。	26年度	検討・実施	検討	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	実施		—
				29年度	実施	↓		—
				30年度	↓			

大分類	Ⅱ 効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	③ 公共施設の効率的な運営管理と統合整理の推進

目的・課題
「公共施設のあり方に関する第一次、第二次実施計画」に基づき、設置目的や用途が類似している施設、市民ニーズの低い施設については、用途変更、廃止などの見直しを行う。今後とも必要として存続が決まっている公共施設については、計画的に長寿命化や耐震化を図っていくとともに、利用実態に合わせた効率的な運営を推進していく。利用地域(対象者)が限定されている小規模な施設については、地元関係団体への移譲等を進めていく。

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	42,000	74,302	176.91%
27年度	135,000	149,988	111.10%
28年度	166,000	167,037	100.62%
29年度	168,000	282,654	168.25%
30年度	177,000	0	0.00%
計	688,000	673,981	97.96%

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	公営競技事業所	【継続】オートレース場運営の見直し	新規ファンの更なる増加を図るため、平成28年度からミッドナイトオートレースを本格導入(27日開催)し、平成29年度は開催日数を拡大(37日開催)し実施した。市場拡大を図るため、専用場外発売所「オートレース鹿児島」を増設した。競合開催を減らし、場間場外での全場売り体制の強化にて売上向上を図った。	26年度	検討	実施	効果額	4,308
				27年度	実施	↓		22,403
				28年度	↓	↓		39,428
				29年度	↓	↓		104,517
				30年度	↓			
2	住宅政策課	市営住宅管理戸数の適正化	既存の戸建て住宅の払下げに関する不動産鑑定を実施し、地元説明会を開催(4回)耐用年数を超過した住宅の居住者との協議を継続(2件)耐用年数を超過し老朽化した住宅の空き家用途廃止、解体工事を実施(4棟6戸)	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	実施	実施		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓			
3	子育て支援課	保育所等の統合、民営化	平成29年度から幸袋こども園を民営化した。また、街なか子育てひろばの日祝日開所に伴い、30年度から運営を民間委託することを決定し手続きを完了した。	26年度	実施	実施	効果額	51,031
				27年度	↓	↓		103,834
				28年度	↓	↓		103,834
				29年度	↓	↓		153,862
				30年度	↓			
4	総務課	【継続】本庁舎来庁者用駐車場の有料化	本庁舎の駐車場の満車状態が慢性化していることから、30年度に実施予定であった有料化整備を前倒しし、平成29年度中に整備を実施した。平成30年3月から運用を開始した。	26年度	検討	検討	効果額	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	実施		577
				30年度	実施			
5	関係課	【継続】「公共施設のあり方に関する実施計画」に基づいた計画的な実施	【人権・同和政策課】幸袋池田集会所を地元地縁団体へ無償譲渡した。また、平成30年度中に五穀神集会所、鶴三緒集会所を地元自治会(地縁団体)へ無償譲渡することについて、地元自治会と合意した。	26年度	実施	実施	効果額	18,963
				27年度	↓	↓		23,439
				28年度	↓	↓		23,439
				29年度	↓	↓		23,439
				30年度	↓			

6	関係課	公共施設の効率的な運営	防災センターの開館時間の見直しを行い、休館日を週ベースで1回増やし、管理運営委託料や光熱水費の効率化を図った。	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	↓	実施		312
				28年度	↓	↓		336
				29年度	実施	↓		259
				30年度	↓			
7	財産活用課	【追加】第2次公共施設等のあり方に関する基本方針(公共施設等総合管理計画)の策定	平成28年1月に「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針(公共施設等総合管理計画)」を策定した。 平成29年7月に基本方針をもとに策定する個別計画である「公共施設のあり方に関する第3次実施計画」を策定した。	26年度	実施	実施	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度		↓		—
				30年度				

大分類	Ⅱ 効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	④ ICT技術を活用した行政運営の推進

目的・課題

日々進化するICT技術を活用して、行政運営の効率化を図る。特にモバイル端末、インターネット回線を活用したテレビ電話の活用は、行政としての機動性を高めるうえで重要であり、早急に活用方法を含め検討していく。

進捗・管理			
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	16	-
27年度	0	93,615	-
28年度	80,000	30,188	37.74%
29年度	80,000	13,515	16.89%
30年度	80,000	0	0.00%
計	240,000	137,334	57.22%

(単位:千円)

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	→進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	情報政策課 総務課	タブレット端末の活用推進	タブレット端末を課長級以上の職員等へ配置し、議会会議にて議会資料の閲覧、庁議や部長会議等でのペーパーレス会議の実施。(情報政策課) 28年度に引き続き議会会議へのタブレット端末の導入方法に関する検討を行い、平成29年9月定例会から並行稼働、平成30年3月定例会から議会会議のペーパーレス化を実施した。(総務課)	26年度	検討	検討	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度		検討・実施		—
				30年度				—
2	情報政策課 市民課	電算システムの共同利用及び業務標準化	共同利用団体と電算システムの利用及び業務標準化を推進した。他団体と協力して業務標準化要望書を提出することで、費用削減や業務の効率化・標準化を行った。	26年度	検討	実施	効果額	16
				27年度	↓	↓		93,615
				28年度	実施	↓		30,188
				29年度	↓	↓		13,515
				30年度	↓			
3	情報政策課	ICT技術利用による効率的な行政運営の推進	新庁舎において、議場や委員会室、多目的ホール、特定の会議室に無線LANルーターを設置した。そのことにより、タブレット端末や無線機能が付いているノートパソコンから内部情報系(インターネット系)へアクセスできるようにした。	26年度	検討	検討	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	検討・実施		—
				29年度		実施		—
				30年度				—

大分類	Ⅱ効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	⑤施策評価の推進と事務事業の効果的、効率的な見直し

目的・課題
<p>施策評価を導入し事務事業の「選択と集中」を進めていくことと併せ、全事務事業を対象にした、業務等の効果的、効率的な見直しを行い、改善改革を積極的に推進していく。</p>

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	10,000	26,858	268.58%
27年度	16,000	34,143	213.39%
28年度	16,000	50,017	312.61%
29年度	16,000	56,484	353.03%
30年度	12,000	0	0.00%
計	70,000	167,502	239.29%

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	総合政策課	施策評価の導入	平成30年度からの本格導入のために、市民6,000人を対象に市民意識調査を実施し、第2次総合計画に基づく40施策に対する市民の「満足度」及び「重要度」を調査した。	26年度	検討・実施	実施	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	実施	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓			
2	まちづくり推進課	コミュニティバス等の効率的な運営見直し	従来のコミュニティバス(3路線)及び街なか循環バスの運行実績等に基づき、平成30年度からのコミュニティバスの運行形態について飯塚市地域公共交通協議会で協議した。その結果、平成29年度まで実証運行した街なか循環バスについては、路線を一部継承しながら新たなコミュニティバス路線に再編し、平成30年度から4路線によるコミュニティバスの運行とすることで協議を調えた。	26年度	検討	検討	効果額	400
				27年度	実施	実施		1,594
				28年度	↓	↓		1,458
				29年度	検討・実施	↓		1,816
				30年度	実施			
3	総合政策課	嘉飯地区広域行政の推進	飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町において、定住自立圏構想の実施に向けて、中心市宣言・圏域形成協定の締結を行った。	26年度	検討	検討	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	実施	↓		—
				29年度	↓	検討・実施		—
				30年度	↓			
4	環境整備課 関係課	公共施設等電力供給契約の見直し	高圧電力受電施設について平成28年7月から順次供給開始の契約を行い、平成29年度も継続して契約を行った。	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	実施	↓		—
				28年度	↓	実施		12,965
				29年度	↓	↓		21,017
				30年度	↓			
5	関係課	【継続】市に事務局がある公共的団体等のあり方の見直し	日本赤十字社の会員・協力会員管理及び活動資金募集の活動に必要な事務費について、日本赤十字社飯塚市地区との協定を締結し、事務局を行っている市へ人件費2か月相当額の事務負担金の受入を行った。	26年度	実施	実施	効果額	623
				27年度	↓	↓		611
				28年度	↓	↓		608
				29年度	↓	↓		592
				30年度	↓			

6	環境整備課	資源回収補助金の見直し	平成27年度に資源回収補助金の単価を見直した後、更なるごみの減量化及び資源化の推進に向け、平成29年度も継続して資源の引取価格の動向を把握した。	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	実施	実施		3,074
				28年度	↓	↓		2,887
				29年度	↓	↓		2,756
				30年度	↓			
7	総合政策課	行政評価(事務事業評価)を活用した事務事業の効果的、効率的な見直し	見直した主な事業 観光バスハイク事業・大学祭合同事業運営費補助金の整理、統合・県衛生連合会の加入見直し・広報誌使用用紙の見直し・廃棄予定PCの再利用・オートレース出走表(前夜版)の見直し・クリーンセンター電力コストの削減・嘉飯山地区学校結核対策委員会の見直し等	26年度	実施	実施	効果額	25,835
				27年度	↓	↓		28,864
				28年度	↓	↓		32,099
				29年度	↓	↓		30,303
				30年度	↓			
8	財政課 人事課 総合政策課	事務事業評価シートの有効活用	内部管理重視型の事務事業評価制度を幅広く活用できるよう、当該シートの作成について、係長級職員を対象とした研修や全課を対象とした職員説明会等を開催して、啓発を行った。(総合政策課) 行政評価(事務事業評価)職員説明会の資料において、「人事異動に伴う事務引継ぎへの活用」を明記した。(人事課)	26年度	実施	実施	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓			

大分類	Ⅲ持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	①歳入確保への取り組み

目的・課題
市税や保険料、使用料、手数料などの税外収入(以下「市税等」という。)などの確保にあたっては、課税等客体の適正な把握に努めるほか、市税等の滞納は、納税者等に不公平感を生じさせ、ひいては納税者等の納税等意欲を減退させることにもなるため、負担の公平性の観点から、徴収と滞納整理等に積極的に取り組み、収納率の向上を図りながら自主財源の確保に努める。また、未利用地についても財源確保の観点から売却を積極的に進めていく。

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	80,000	109,564	136.96%
27年度	100,000	229,944	229.94%
28年度	120,000	154,881	129.07%
29年度	138,000	483,802	350.58%
30年度	138,000	0	0.00%
計	576,000	978,191	169.82%

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	医療保険課 税務課 関係課	マルチペイメントの推進	公共団体、収納企業、金融機関との間を結ぶ「マルチペイメントネットワーク」を活用し、市の関係課窓口で口座振替の新規契約を容易に行えるようにすることにより、利用者の利便性向上と収納率の向上を図った。 【活用状況】市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税)554件、後期高齢者医療保険料35件、介護保険料9件、保育料10件、児童クラブ利用料2件、公営住宅(駐車場含む)使用料39件、学校給食費1件〔合計650件〕	26年度	実施	実施	ページー活用での口座振替登録件数(件)	753
				27年度	↓	↓		891
				28年度	↓	↓		1,578
				29年度	↓	↓		650
				30年度	↓			
2	税務課 関係課	コンビニ収納の推進	平成28年4月から引き続きコンビニエンスストアでの市税等の支払いを実施。24時間納付が可能となり、利便性の向上と収納率の向上を図った。 【活用状況】市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税)59,145件、後期高齢者医療保険料2,026件、介護保険料5,056件、保育料3,352件、幼稚園授業料54件、児童クラブ利用料980件、公営住宅(駐車場含む)使用料3,108件、学校給食費1,974件〔合計75,695件〕	26年度	検討・実施	検討	利用件数(件)	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	実施	実施		66,595
				29年度	↓	↓		75,695
				30年度	↓			
3	税務課 関係課	徴収体制の強化による収納率の向上	債権管理委員会を開催し、収納率の向上を図った。 【主な債権の現年度分収納率】 市税3税(市民税・固定資産税・軽自動車税)98.81%、国保税93.52%、後期高齢者医療保険料99.65%、介護保険料99.05%、公営住宅使用料96.05%、保育料99.59%、児童クラブ利用料98.52%、幼稚園授業料99.46%、学校給食費98.59%、道路占用料99.97%	26年度	実施	実施	現年度分 収納率(%)	97.65
				27年度	↓	↓		97.86
				28年度	↓	↓		98.13
				29年度	↓	↓		98.20
				30年度	↓			
4	税務課	固定資産税の課税客体の適切な把握	福岡県主催の償却資産広域事業所調査に参加。事業所調査を行い、申告漏れ等への修正申告を促して、2,728千円(石油小売業52千円、その他2,676千円)の追徴課税を行った。 ※平成28年度の効果額のうち、平均で20%償却されていることから、18,093千円を平成29年度の効果額に算入している。	26年度	実施	実施	効果額	8,228
				27年度	↓	↓		10,934
				28年度	↓	↓		22,617
				29年度	↓	↓		20,821
				30年度	↓			
5	土木管理課	新飯塚駅東口広場の有料駐車場化事業	新飯塚駅東口駅前広場自動車整理場については平成27年4月10日から供用開始。収支決算後剰余金が生じた場合は、飯塚市と九州旅客鉄道株式会社がそれぞれの2分の1を収受。欠損金が生じた場合は、それぞれの2分の1を負担。 平成29年度剰余金 149,668円	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	実施	実施		—
				28年度	↓	↓		37
				29年度	↓	↓		150
				30年度	↓			

6	総務課 関係課	有料広告掲載の推進	庁舎モニター広告:継続実施(庁舎使用料56,163円、広告料155,520円) 周辺案内地図等広告:継続実施(庁舎使用料475,832円、広告料360,000円) 市民向け報道広告:新規実施(庁舎使用料27,119円、広告料5,000円)	26年度	実施	実施	効果額	563
				27年度	↓	↓		795
				28年度	↓	↓		795
				29年度	↓	↓		1,080
				30年度	↓			
7	財産活用課 関係課	【継続】未利用地資産の積極的な処分	売却可能な未利用地について、一般競争入札及び随意契約による売払いを行った(25 件、456,771千円)。(財産活用課) 分譲地(住宅用地)売払いを行った(1件、4,980千円)。(住宅政策課)	26年度	実施	実施	効果額	100,773
				27年度	↓	↓		218,215
				28年度	↓	↓		131,432
				29年度	↓	↓		461,751
				30年度	↓			

大分類	Ⅲ持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	②歳出の適正化に関する取り組み

目的・課題
負担金、補助金については平成21年度策定した指針に基づき適正化に取り組むとともに、医療、福祉等の給付費については、本市の財政運営上大きなウェイト占めており、さらなる歳出の適正化を実施していく。

進捗・管理			
(単位:千円)			
年度	効果目標額	達成額	達成率
26年度	0	69,051	-
27年度	0	118,396	-
28年度	0	191,195	-
29年度	0	222,499	-
30年度	0	0	-
計	0	601,141	-

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	総合政策課 関係課	【継続】「補助金等の見直しに関する指針」に基づく審査の実施	各種団体の運営費等補助金の見直しを行い、550千円の交付額減額を行った。	26年度	実施	実施	効果額	11,830
				27年度	↓	↓		3,347
				28年度	↓	↓		1,536
				29年度	↓	↓		550
				30年度	↓			
2	生活支援課	生活保護行政の適正化(就労支援事業等の推進)	就労支援事業では3名の就労支援員と所内にある「ハローワーク常設窓口」を積極的に活用しながら、被保護者に対し就労支援を実施した。その結果、就職決定者は延べ91名(うち生活保護廃止10名)となり、就労支援事業による効果額は44,349千円となった。なお、就労支援員活用による効果(内数)は、事業対象者の延べ232名中、就職決定者延べ78名(うち生活保護廃止9名)、効果額18,342千円となった。後発医薬品の年間の量換算においては前年比0.8%増となった。この結果、医療扶助の調剤費は平成29年度決算で352千円の減額となった。	26年度	実施	実施	効果額	8,088
				27年度	↓	↓		22,345
				28年度	↓	↓		46,754
				29年度	↓	↓		44,699
				30年度	↓			
3	医療保険課	【継続】国民健康保険医療費適正化の推進	後発医薬品利用時の自己負担軽減額を該当者へ通知すると共に、チラシ及び広報物の内容を工夫することで、ジェネリック効果額は年間304,271,386円、平成25年度との比較では176,843,173円の効果があった。第三者求償事務については国保連合会に委託を行うとともに、関係機関への協力依頼など連携を図りながら、収納額18,526,844円を確保した。レセプトの内容点検による財政効果率は0.41%、効果額は38,248,176円であった。飯塚市の医療費の状況を広報や送付物に掲載するなどして、被保険者の医療費抑制意識を啓発した。特定健診については、継続受診を推進するため、実施3ヵ年事業として継続受診者については、平成27年度から健診料金を無料とした。上記のような様々な医療費適正化の取り組みに対する交付金として、保険者努力支援制度により29,857千円の歳入を確保した。	26年度	実施	実施	効果額	48,665
				27年度	↓	↓		92,216
				28年度	↓	↓		142,346
				29年度	↓	↓		176,843
				30年度	↓			
4	医療保険課	【追加】後期高齢者医療保険医療費適正化の推進	後期高齢者医療制度事業(医療費適正化等推進事業)補助金の確保(407千円)市報の特集に医療費抑制についての記事を掲載して周知を行った(3月号)保険証発行時に口座振替のお知らせ文書を同封することで、後期新規加入者の口座振替率を向上させ、収入の確保に努めた。	26年度		実施	効果額	468
				27年度		↓		488
				28年度		↓		559
				29年度		↓		407
				30年度				

大分類	Ⅲ持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	③給与制度の適切な運用

目的・課題
給与制度については、人事評価制度の活用及び国の給与制度に準じた内容とし、能力や職務に応じた適正な給与体系の運用に努めるとともに昇任、登用等に反映する。

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	1,277	-
28年度	0	1,000	-
29年度	0	723	-
30年度	0	0	-
計	0	3,000	-

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	人事課	【継続】特殊勤務手当・住居手当(持家)の検討	住居手当については平成26年度末をもって廃止済。 特殊勤務手当について見直しの検討をしている。	26年度	検討	検討	効果額	—
				27年度	実施	実施		1,277
				28年度	↓	↓		1,000
				29年度	↓	↓		723
				30年度	↓			
2	人事課	給与制度の適切な運用	平成26年度の人事勧告による給与制度の総合的見直しを実施(減額改定)。 平成27年度,28年度,29年度の人事勧告にて給料表の増額改定、勤勉手当支給月数の増を実施し、国に準拠。 時間外については昨年度同様に適宜ヒアリングを実施。	26年度	検討・実施	実施	—	—
				27年度	実施	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓			
3	人事課	【継続】附属機関である審議会等委員の報酬の検討	所管課からの報酬額変更の申し出はなかった。 県内自治体の報酬額の調査は行ったが、改定の是非までの検討には至っていない。	26年度	検討・実施	検討	—	—
				27年度	実施	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓			

大分類	Ⅲ持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	④地方公営企業の健全な経営

目的・課題
<p>地方公営企業の経営の基本原則である公共性と効率性の観点を踏まえ、料金の適正化、収入の確保、事務事業の簡素・効率化、民間委託等の推進などに努め、経費の節減合理化、経営の効率化を図る。</p>

進捗・管理			
(単位:千円)			
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	26,030	-
27年度	0	24,133	-
28年度	0	29,262	-
29年度	0	27,962	-
30年度	0	0	-
計	0	107,387	-

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	企業管理課	【継続】上下水道事業の経営効率化	収納率向上のために料金収納委託業者との会議による改善等の見直し(開催回数12回/年)と料金滞納者に対する給水停止措置(1,614件/年)を実施した。	26年度	実施	実施	効果額	26,030
				27年度	↓	↓		24,133
				28年度	↓	↓		29,262
				29年度	↓	↓		27,962
				30年度	↓			

大分類	Ⅲ持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	⑤外郭団体等(地方公社、一部事務組合、第3セクター等)の健全な経営

目的・課題
<p>外郭団体は、独立した団体として健全な経営を持続して行うことが求められる。また、公共性の高い事業を実施していることから、市民に対する情報公開など運営の透明化が必要である。そのためそれぞれの団体と協議し、健全な経営及び運営の透明化をさらに推進していく。</p>

進捗・管理			
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	2,974	-
27年度	0	-26	-
28年度	0	2,974	-
29年度	0	2,974	-
30年度	0	0	-
計	0	8,896	-

(単位:千円)

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	総合政策課 関係課	【継続】外郭団体等経営改革プランの策定	新たな外郭団体等経営改革プランの策定はされていない。	26年度	検討・実施	未実施	策定団体 数(団体)	0
				27年度	↓	↓		0
				28年度	↓	↓		0
				29年度	実施	↓		0
				30年度	↓			
2	商工観光課	市が出捐した財団法人の出捐金のあり方についての検討	サンビレッジ茜は、特例公益法人から一般財団法人へ変更となったことにより市の出捐金及びその他公益目的財産を、10年間にわたって市へ分割で寄付を行うよう調整した。(商工観光課) 飯塚市教育文化振興事業団は平成26年度に公益財団法人に移行したが、今後とも出捐金である基本財産の取り崩し等が発生しないよう適正な法人運営を要請した。(文化課)	26年度	検討	実施	効果額	2,974
				27年度	↓	↓		△ 26
				28年度	↓	↓		2,974
				29年度		↓		2,974
				30年度				

大分類	IV時代に対応できる組織改革と人材育成の推進
中分類	①時代に対応した効果的で効率的な組織・機構改革

目的・課題
<p>急激な社会経済環境の変化や本格的な地方分権を迎える中、行政は、新たな行政課題に積極的に取り組み、市民との協働、多様・複雑化する市民ニーズに的確に対応する必要があることから、柔軟で効果的、効率的な組織・機構の構築を図る。</p>

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	105,000	66,491	63.32%
27年度	164,000	155,940	95.09%
28年度	291,000	211,416	72.65%
29年度	411,000	370,229	90.08%
30年度	451,000	0	0.00%
計	1,422,000	804,076	56.55%

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	教育総務課 人事課	学校用務員及び学校司書に係る業務改善	<ul style="list-style-type: none"> 学校用務員業務については、学校間での連携が必要な事項がある場合は、学校長と協議のうえ対応する体制を26年度から整え、実施している。 学校図書館に配置している学校司書は、地区毎にグループを組織しており、業務改善や児童・生徒への教育効果を高めるため、全体会議、研修及びグループ活動などの共同実施を行っている。 	26年度	検討	実施	—	—
				27年度	検討・実施	↓		—
				28年度	実施	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓			
2	人事課	再任用職員の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初に当該定年予定者に対し再任用希望の有無及び常時勤務、短時間勤務の別などのアンケート調査を実施した。 再任用希望者の人事記録等を参考に、必要に応じ各人と面談するなどして希望と個別スキル等の調整を行った。 支所市民窓口課における窓口業務を再任用職員に適した業務と位置づけ、28年度の配置を行い、その結果を考慮し、平成29年度配置を行った。 	26年度	実施	実施	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓			
3	人事課	【継続】効果的・効率的な組織の検証(定員の適正化)	効果的な組織の検証と定員の適正化を図った。 ・H25年4月1日配置職員数 897人 ・H26年4月1日配置職員数 876人(△21人) ・H27年4月1日配置職員数 862人(△14人) ・H28年4月1日配置職員数 853人(△9人) ・H29年4月1日配置職員数 832人(△21人)	26年度	実施	実施	効果額	31,440
				27年度	↓	↓		48,654
				28年度	↓	↓		96,477
				29年度	↓	↓		264,029
				30年度	↓			
4	人事課	【継続】退職勧奨制度の実施	平成29年度職員退職勧奨実施要項を作成し、対象職員への周知及び説明会を実施した。 勧奨応諾者11人	26年度	実施	実施	効果額	35,051
				27年度	↓	↓		107,286
				28年度	↓	↓		114,939
				29年度	↓	↓		106,200
				30年度	↓			

大分類	IV時代に対応できる組織改革と人材育成の推進
中分類	②職員の意識改革と資質向上

目的・課題
第二次行財政改革を確実に実行していくため、職員が常に自己の仕事に問題意識を持ち、積極的に「改革・改善」に取り組むような意識の改革を図るとともに、その持てる能力を最大限に引き出せるよう人材育成等を行うことで、地方分権に対応できる職員の資質向上と市民への接遇向上を図る。

進捗・管理		(単位:千円)	
年度	効果目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	0	-
28年度	0	0	-
29年度	0	0	-
30年度	0	0	-
計	0	0	-

No.	所管課	実施項目	平成29年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	人事課	再任用、嘱託職員等の研修実施	再任用・嘱託職員等研修については、昨年に引き続き、人権同和研修を対象者として受講を促している。また、平成29年度においては、新任の再任用職員を対象に、市職員としての接遇や仕事への取り組み方等の再確認、再任用職員としての心構えについての研修を行った。今年度より、この研修を効果的になものとするため、年度末2月に翌年新規採用の再任用職員対象とした研修に時期を変更した。他の研修プログラム構築に向け他自治体の状況を調査したが、事例が少ないこともあり、今後も引き続き調査を行う。	26年度	検討・実施	実施	研修回数(回)	1
				27年度	↓	↓		1
				28年度	↓	↓		2
				29年度	実施	↓		2
				30年度	↓			
2	人事課	時代に則した人材育成基本計画及び職員研修体系の再構築	平成27年度に実施した意識調査結果を踏まえ、人材育成基本計画を平成29年4月に改訂を行った。その内容は、職員間の活発なコミュニケーションを促し、組織の活性化を図り、働きやすい職場づくりを重点に取組むとしており、具体的な研修内容としては、職場において先輩職員が、部下、後輩を効果的に育成する「コーチング研修」など対話型の研修に取り組んだ。また、女性活躍推進法の施行に伴い、女性職員のキャリア向上を目指した研修や、行政経営感覚を養うための行政経営研修について昨年に引き続き実施をした。	26年度	検討・実施	検討	各種研修会受講職員延べ人数(人)	1,819
				27年度	↓	↓		1,599
				28年度	↓	↓		1,595
				29年度	実施	↓		1,898
				30年度	↓			
3	人事課	人事評価制度による人材育成の促進	平成29年度から全職員に前年度評価結果を勤勉手当成績率に反映することとした。評価の平等性、透明性が課題となる中、平等性の確保として、1次評価者、2次評価者対象の人事評価研修を実施した。また、人事評価制度の透明性等を確保するために平成29年度から電算システムの運用を開始し、より分かりやすい運用となっている。今後はシステムの機能を活用して人事評価の分析を実施していく評価を行っていく必要がある。	26年度	検討・実施	検討	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	実施	↓		—
				30年度	↓			

伊岐須会館の部屋別貸付契約書、管理契約、維持管理費支出の総括表

伊岐須会館管理運営協議会

- ・市有財産使用貸借契約書（別紙）

伊岐須会館維持管理費支出の総括表

- ・平成 29 年度伊岐須会館管理運営協議会決算書（別紙）

市有財産使用貸借契約書

飯塚市（以下「甲」という。）と伊岐須会館管理運営協議会（以下「乙」という。）との間に市有土地及び構造物の貸付について、次のとおり契約を締結する。

（貸付物件及び貸付目的）

第1条 甲は、次に表示する土地、構造物、設備及び備品（以下「貸付物件」という。）を乙に貸与し、乙はこれを借用する。

土地の表示 飯塚市伊岐須869番1、869番4、869番5、869番6、869番7、869番8、850番10、850番11、850番20、850番21

地目 宅地（現況地目 宅地）、地積 1,220.15㎡

構造物の表示 伊岐須会館

伊岐須会館に付属する設備及び備品（別紙目録のとおり）

2 乙は、前項の貸付物件を、地域住民の福祉と教養の向上を図り、もって人権のまちづくりに資する地域コミュニティの実現の目的に使用するものとする。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。なお、期間満了の際に甲乙ともに異議のない場合は、別途協議のうえ貸付期間を更新できるものとし、改めて市有財産使用貸借契約を締結するものとする。

（貸付料及び遅滞損害金）

第3条 前条の貸付期間内にかかる貸付料は、無償とする。

（禁止行為）

第4条 乙は、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 貸付物件を、第三者に転貸すること。
- (2) 貸付物件を、第1条第2項に定める使用目的以外に使用すること。
- (3) 貸付物件の原形を変更すること。
- (4) 貸付物件に、建物等（仮設建物等を含む。）の地上に固定されるようなものを新築、増築、若しくは設置し、又は既存の構造物を改築すること。

2 前項の規定は、事前に文書により甲の承認を得たときは、この限りではない。

（契約の解除）

第5条 甲が、貸付物件を公用、公共用又は計画上必要とするときは、貸付期間中であっても甲は本契約を解除することができ、乙はこれに従わなければならない。

2 前項に掲げる場合を除くほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告無く本契約を解除することができる。

- (1) 前条第2項の規定による甲の承認無く、同条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 本契約に定める義務を履行しないとき。

3 前2項の規定による契約解除によって乙が損失をこうむることがあっても、甲はその損失を補償しないものとする。

(貸付物件の管理及び責任)

第6条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意を持って管理するものとする。

2 乙が第1項に規定する善良な管理者の注意を持って貸付物件を管理していないと甲が認めるときは、甲は乙に必要な指導を行うものとし、乙はこれに従わなければならない。

(管理規程)

第7条 乙は、貸借物件の管理運営に関し、管理規程を定めなければならない。

2 前項の管理規程は、甲の承認を得なければならない。

(関係書類の提出)

第8条 甲は、必要がある場合は、貸付物件の利用状況等、乙に対し、関係書類の提出を求めることができる。

(費用負担)

第9条 第6条第1項の規定に係る貸付物件の維持管理のために要する必要な費用は、伊岐須会館の管理運営に関する協定書第4条の規定により、甲乙の負担とする。

2 甲は、乙の貸付物件の維持管理に対し、財政支援を行うものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を賠償として、甲に支払わなければならない。

(契約の疑義)

第11条 本契約に定める事項及びその他貸付関係について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項は、関係法令並びに飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号)及び飯塚市公有財産管理規則(平成18年飯塚市規則第63号)に従って解決するものとし、なお、疑義の生じる場合は甲、乙協議のうえこれを解決するものとする。

この契約の履行を確保するため、本書を2通作成し、甲乙各自1通を保有する。

平成29年3月14日

甲 飯塚市新立岩5番5号
飯塚市
代表者 飯塚市長 片 峯 誠



乙 飯塚市伊岐須869番地1
伊岐須会館管理運営協議会
会長 田 中 廣 文



① 設備

- ・空調設備（冷房・暖房設備—空冷ヒートポンプパッケージエアコン
室内機15台、室外機10台）
- ・消防用設備（消防器具、自動火災報知機、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識）
- ・電気設備（受電設備、配電設備他）

② 備品等

品名	規格	数量	保管場所
スチールキャビネット		2	事務室
スチールロッカー		1	〃
事務机(スチール)		2	〃
引き出し型キャビネット		2	〃
小型冷蔵庫		1	〃
絨毯	6畳タイプ	4	〃
座布団		50	和室
長机(足短)		19	教養娯楽室
長机(足短)		2	和室
長机(足短)		12	集会室
長机(足長)		8	教養娯楽室
長机(足長)		2	相談室
長机(足長)		1	事務室
長机(足長)		19	集会室
長机(足長)キャスター付		8	会議室
パイプ椅子		39	会議室
パイプ椅子		57	集会室
黒板		1	教養娯楽室
黒板		1	相談室
ストーブ	丸型	4	倉庫
扇風機		2	倉庫
冷蔵庫	279L	1	生活改善室
オープンレンジ	950w	1	〃
丸椅子		30	〃
カラーテレビ		1	事務室
コピー機		1	〃

平成29年度伊岐須会館管理運営協議会決算書

【歳入の部】

項目	費目	予算額	補正額	流用額	現計予算額	累計決算額	予算残額
1 前年度繰越金	(小計)	20,464	0	0	20,464	20,464	0
	1 前年度繰越金	20,464	0	0	20,464	20,464	0
2 市補助金	(小計)	3,182,000	46,296	0	3,228,296	3,228,296	0
	1 市補助金	3,182,000	46,296	0	3,228,296	3,228,296	0
3 使用料	(小計)	373,000	0	0	373,000	342,930	30,070
	1 使用料	263,000	0	0	263,000	246,080	16,920
	2 使用料	110,000	0	0	110,000	96,850	13,150
4 負担金	(小計)	90,000	0	0	90,000	100,610	△ 10,610
	1 負担金	90,000	0	0	90,000	100,610	△ 10,610
5 雑収入	(小計)	15,000	0	0	15,000	19,019	△ 4,019
	1 貯金利息等	15,000	0	0	15,000	19,019	△ 4,019
合 計		3,680,464	46,296	0	3,726,760	3,711,319	15,441

【歳出の部】

項目	費目	予算額	補正額	流用額	現計予算額	累計決算額	予算残額
1 人件費	(小計)	2,571,000	0	△ 22,100	2,548,900	2,548,900	0
	1 給与	2,571,000	0	△ 22,100	2,548,900	2,548,900	0
2 消耗品費	(小計)	50,000	0	△ 8,487	41,513	41,513	0
	1 施設管理消耗品費	50,000	0	△ 8,487	41,513	41,513	0
3 燃料費	(小計)	11,000	0	△ 1,554	9,446	9,446	0
	1 燃料費	11,000	0	△ 1,554	9,446	9,446	0
4 光熱水費	(小計)	890,000	30,855	44,428	965,283	965,283	0
	1 光熱水費	890,000	30,855	44,428	965,283	965,283	0
5 維持補修費	(小計)	100,000	0	△ 33,256	66,744	66,744	0
	1 維持補修費	100,000	0	△ 33,256	66,744	66,744	0
6 通信運搬費	(小計)	57,000	0	253	57,253	57,253	0
	1 通信運搬費	57,000	0	253	57,253	57,253	0
7 研修会費	(小計)	1,000	0	21,180	22,180	22,180	0
	1 研修会費	1,000	0	21,180	22,180	22,180	0
8 予備費	(小計)	464	0	△ 464	0	0	0
	1 予備費	464	0	△ 464	0	0	0
合 計		3,680,464	30,855	0	3,711,319	3,711,319	0

歳入決算 3,711,319
 歳出決算 — 3,711,319
 残 額 0

平成30年 〇月 〇日 会計監査済
 監査委員
 監査委員

コミュニティバス及び予約乗合タクシー等に関する資料

まちづくり推進課

【1】予約乗合タクシー

(1)利用登録者の状況

①予約乗合タクシー登録者総数 (累計) 10,973

②年代別登録数 (累計) (人)

年代	男性	女性	合計
～10代	406	443	849
20代	137	173	310
30代	106	195	301
40代	208	307	515
50代	211	384	595
60代	410	774	1,184
70代	874	1,877	2,751
80代	1,111	2,335	3,446
90代～	351	671	1,022

③利用頻度[1] : 平成24年4月1日～平成30年9月11日累計

頻度	利用者数	割合
利用なし	7,205	65.66%
1回～100回	3,101	28.26%
101回～200回	325	2.96%
201回～300回	132	1.20%
301回～400回	61	0.56%
401回～500回	49	0.45%
501回～600回	29	0.26%
601回～700回	25	0.23%
701回～800回	13	0.12%
801回～900回	11	0.10%

頻度	利用者数	割合
901回～1,000回	5	0.05%
1,001回～1,100回	2	0.02%
1,101回～1,200回	7	0.06%
1,201回～1,300回	3	0.03%
1,301回～1,400回	1	0.01%
1,401回～1,500回	1	0.01%
1,501回～1,600回	0	0.00%
1,601回～1,700回	1	0.01%
1,701回～1,800回	1	0.01%
2,901回～3,000回	1	0.01%

④乗合人数別乗車件数 (平成30年3月)

乗合人数	1人	2人	3人	4人
件数	2,991	288	54	10
割合	89.15%	8.58%	1.61%	0.30%
乗合人数	5人	6人	7人	8人
件数	9	3	0	0
割合	0.27%	0.09%	0.00%	0.00%

③利用頻度[2] : 平成29年4月1日～平成30年3月31日累計

頻度	利用者数	割合
利用なし	9,151	83.40%
1回～100回	1,651	15.05%
101回～200回	88	0.80%
201回～300回	12	0.11%
301回～400回	4	0.04%
401回～500回	2	0.02%
501回～600回	0	0.00%
601回～700回	0	0.00%
701回～800回	0	0.00%
801回～900回	0	0.00%

頻度	利用者数	割合
901回～1,000回	0	0.00%
1,001回～1,100回	0	0.00%
1,101回～1,200回	0	0.00%
1,201回～1,300回	0	0.00%
1,301回～1,400回	0	0.00%
1,401回～1,500回	0	0.00%
1,501回～1,600回	0	0.00%
1,601回～1,700回	0	0.00%
1,701回～1,800回	0	0.00%
2,901回～3,000回	0	0.00%

※端数処理のため、各割合の計は一致しない場合がある。

(2) 乗降場利用状況 (平成29年度)

①乗車利用 (上位10件) (人)

	乗車場所	利用数
1	イオン穂波店	1,596
2	八木山小学校内	1,336
3	スーパー川食筑穂店	1,088
4	ハローデイ九工大前店	894
5	JR桂川駅	635
6	JR筑前大分駅	631
7	市立病院 (穂波)	523
8	市立病院 (鎮西)	408
9	済生会 (筑穂地区)	375
10	穎田病院	370

降車利用 (上位10件) (人)

	降車場所	利用数
1	イオン穂波店	1,416
2	市立病院 (穂波)	1,237
3	JR桂川駅	1,047
4	スーパー川食筑穂店	895
5	市立病院 (鎮西)	860
6	JR筑前大分駅	798
7	西鉄 蓮台寺 バス停	776
8	ハローデイ九工大前店	717
9	西鉄 坂の下バス停	560
10	穎田病院	550

カテゴリー別利用 (上位10件) (人)

	カテゴリー	利用数
1	総合病院	6,251
2	バス停	5,950
3	駅	4,206
4	その他	3,524
5	大型商業施設	3,475
6	その他病院・医療施設	3,064
7	スーパー	2,726
8	その他商業施設	2,694
9	公民館	2,596
10	診療所	2,046

②運行地区別 利用目的施設 (上位10件)

※集計期間：平成29年4月～12月

飯塚東地区		件数
1	石川クリニック	41
2	越智外科胃腸科医院	38
3	あおぞら整形外科	38
4	トライアル 上三緒店	36
5	飯塚東公民館	26
6	飯塚信用金庫 山内出張所	18
7	西鉄 東小学校 バス停	13
8	上三緒郵便局	12
9	梶原医院	9
10	老人ホーム 太陽の郷	6

庄内地区		件数
1	老人ホーム多田の里	145
2	佐野医院	144
3	あらた	115
4	広瀬医院	110
5	トライアル上三緒店	96
6	近畿大学横 (旧セブンイレブン福岡庄内有井店)	84
7	庄内保健福祉総合センター (ハーモニー)	83
8	筑豊緑地温水プール前 旧コミバス	78
9	スーパー川食 庄内店	77
10	電話交換局・ゲートボール駐車場・福銀ATM	53

筑穂地区		件数
1	JR 桂川駅	738
2	スーパー川食 筑穂店	660
3	済生会	405
4	筑穂支所	326
5	JR 筑前大分駅	308
6	筑穂公民館	216
7	永芳医院	199
8	大田外科医院	164
9	ちどり鍼灸整骨院	155
10	飯塚信用金庫 筑穂桂川支店 (諫山医院最寄)	147

二瀬地区		件数
1	イオン穂波店	634
2	二瀬公民館	202
3	石橋外科胃腸科医院	202
4	共立病院デイケアセンター	190
5	ハローデイ九工大前店	184
6	二瀬病院	162
7	せき損センター病院(玄関前)	146
8	明治記念病院	123
9	ひじい小児科アレルギー科クリニック	121
10	ミスターマックス 花瀬店	106

鎮西地区		件数
1	市立病院(旧労災病院)	623
2	ミスターマックス 花瀬店	198
3	西鉄 蓮台寺 バス停	167
4	農楽園八木山自然食バイキング レストラン森ん子	114
5	スーパーあそう 潤野店	107
6	大助うどん 花瀬店	101
7	鎮西公民館(玄関口)	96
8	せき損センター入口(門・道路側)	67
9	潤野保育園	53
10	有料老人ホーム 八木山の里 すずらん	32

幸袋地区		件数
1	ハローデイ九工大前店	348
2	JR 鯉田駅	105
3	末永病院	98
4	鯉田病院	88
5	パチンコ クラブハウス 目尾店	81
6	健康の森公園	65
7	川食食彩館鯉田店	49
8	佐野歯科クリニック	48
9	幸袋公民館・支所(西鉄バス・コミバス)	45
10	飯塚信用金庫 幸袋支店	40

鯉田・鯉田地区		件数
1	鯉田病院	287
2	川食食彩館 鯉田店	153
3	鯉田公民館 旧コミバス	131
4	和泉の澤医療法人康和会介護老人保健施設	108
5	西鉄 鯉田病院 バス停	78
6	鯉田高齢者福祉センター	60
7	消防団鯉田第二分団格納庫	51
8	鯉田支所	41
9	サンシャインかいた(鯉田文化施設)	40
10	ほとめき市場 一太郎	35

穂波地区		件数
1	市立病院(旧労災病院)	813
2	イオン穂波店	402
3	穂波公民館(穂波体育館・穂波図書館 郷土資料館)	277
4	JR 筑前大分駅	230
5	済生会(穂波地区) 福岡第二病院事業所(旧嘉穂病院)	218
6	穂波福祉総合センター	185
7	天道駅	183
8	老人ホームつばき苑	162
9	田中陽一歯科医院	117
10	酒の豊島屋	94

【2】コミュニティバス

(1) 各路線最大人数乗車区間（平成29年度）

路線名	年月日	便	区 間	乗車人数
穎田・飯塚線	平成29年11月1日	2便	穎田病院～二瀬公民館	11人
庄内・飯塚線	平成29年4月5日	3便	穂波庁舎～穂波福祉総合センター	13人
筑穂・飯塚線	平成29年5月2日	2便	津原橋～椿	26人

(2) 運行便別利用者数

運行便別利用者数（H29年4月～H30年3月計）

単位：人

平成29年度	穎田・飯塚線						庄内・飯塚線						筑穂・飯塚線						合計	
	1便	3便	5便	2便	4便	6便	1便	3便	5便	2便	4便	6便	1便	2便	4便	6便	3便	5便		7便
乗車人数	592	1,035	80	1,837	876	486	1,265	1,276	364	867	918	234	2,522	3,199	1,266	345	2,248	2,290	1,567	23,267
1日平均	2.4	4.3	0.3	7.6	3.6	2.0	5.2	5.3	1.5	3.6	3.8	1.0	10.4	13.2	5.2	1.4	9.3	9.5	6.5	96.1
	運行日数																			242

【3】街なか循環バス

(1) 最大人数乗車区間（平成29年度）

年月日	便	区 間	乗車人数
平成30年3月6日	1便	片島～片島一丁目	12人

(2) 運行便別利用者数

運行便別利用者数（H29年4月～H30年3月計）

単位：人

平成29年度	菰田線		川島線		街なか循環線				合計
	2便	5便	1便	4便	6便	8便	3便	7便	
乗車人数	2,230	1,851	1,797	2,374	921	429	1,181	664	11,447
1日平均	7.7	6.4	6.2	8.2	3.2	1.5	4.1	2.3	39.3
	運行日数								291

人権同和对策事業決算総括表（3年間）

人権・同和政策課

（歳入）

（単位：千円）

予 算 費 目	款	使用料及び手数料			県 支 出 金				諸 収 入				
	項	使 用 料			県 補 助 金		委 託 金	貸付金元利収入	雑 入				
	目	総務使用料			総務費補助金	教育費補助金	総務費委託金	総務費 貸付金元利収入	雑 入				
	節	総務管理手数料			総務管理費補助金	教育総務費 補助金	総務管理費 委託金	総務費管理費 貸付金元利収入	雑入 (自己負担金)		雑入(その 他負担金)		
	細節	同和会館 使用料	人権啓発 センター 使用料	市有土地 使用料	隣保館運営 事業費補助金	地方改善施設 整備費補助金	人権・同和問題 啓発費補助金	地域人権啓発 活動活性化 事業委託金	専修 学校	結婚 支度金	各種講座 参加個人 負担金	電話 複写機 使用料	施設使用 負担金
27年度決算	23	282	110	24,432	16,094	4,413	168	314	224	382	5	0	
28年度決算	29	259	110	24,001	7,605	4,080	141	296	232	413	0	3	
29年度決算	52	264	99	24,001	12,124	4,070	88	276	161	371	2	5	

予 算 費 目	款	A. 歳入合計	B. 歳出合計	一般財源 (B - A)
	項			
	目			
	節			
	細節			
27年度決算		46,447	236,004	189,557
28年度決算		37,169	218,720	181,551
29年度決算		41,513	237,411	195,898

(歳出)

(単位：千円)

予 算 費 目	款	総務費													
	項	総務管理費													
	目	人権同和推進費													
	節	給料	職員 手当等	共済費	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び 賃借料	工事 請負費	備品 購入費	負担金 補助及び 交付金	償還金 利子及び 割引料
27年度決算		26,366	12,976	9,108	13,804	1,719	23	6,184	3,115	5,121	1,493	30,575	2,798	33,684	244
28年度決算		25,834	12,250	8,118	13,294	1,509	4	4,941	2,347	7,101	1,816	23,960	2,341	24,716	278
29年度決算		22,867	11,325	7,944	14,585	1,493	23	5,962	2,334	11,724	1,871	36,643	2,369	27,686	260

予 算 費 目	款	教育費												歳出合計
	項	教育総務費												
	目	人権同和教育費												
	節	給料	職員 手当等	共済費	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び 賃借料	備品 購入費	負担金 補助及び 交付金	公課費	
27年度決算		12,960	5,886	4,192	5,241	1,939	4,477	484	48,724	931	453	3,493	14	236,004
28年度決算		13,472	6,793	4,051	5,478	1,836	4,111	656	48,845	1,111	310	3,510	38	218,720
29年度決算		13,478	7,102	4,195	5,192	1,925	4,101	680	48,733	1,201	274	3,429	15	237,411

同和会館・人権啓発センターの施設管理委託実績（施設別、業務別）（3年間）

（単位：円）

業務委託名	年度	立岩会館		穂波人権啓発センター		筑穂人権啓発センター		
		契約額	請負者	契約額	請負者	契約額	請負者	
電気工作物 保安管理	27	292,896	財)九州電気保安協会（立岩・穂波センター一括委託）					
	28	292,896	財)九州電気保安協会（立岩・穂波センター一括委託）					
	29	292,896	財)九州電気保安協会（立岩・穂波センター一括委託）					
空調設備 保守点検	27	280,800	オガワ設備工業（株）	209,520	オガワ設備工業（株）			
	28	334,800	オガワ設備工業（株）	191,160	オガワ設備工業（株）			
	29	334,800	オガワ設備工業（株）	191,160	オガワ設備工業（株）			295,920
消防用設備 保守点検	27	409,320	S H Y (株)（立岩・穂波・筑穂センター一括委託）					
	28	409,320	(株)グッドジョブ（立岩・穂波・筑穂センター一括委託）					
	29	450,360	(株)グッドジョブ（立岩・穂波・筑穂センター一括委託）					
浄化槽 保守点検	27			164,160	(有)ほなみ環境衛生工業	201,960	総合開発企業組合	
	28			164,160	(有)ほなみ環境衛生工業	201,960	総合開発企業組合	
	29			164,160	(有)ほなみ環境衛生工業	201,960	総合開発企業組合	
夜間及び 休日施設 管理	27			492,750	高野初美	492,750	原 浩幸	
	28			492,750	高野初美	492,750	原 浩幸	
	29			493,560	高野初美	493,560	原 浩幸	
清掃	27	421,200	(株)トキワビル商会（立岩・穂波・筑穂センター一括委託）					
	28	421,200	(株)トキワビル商会（立岩・穂波・筑穂センター一括委託）					
	29	421,200	(株)トキワビル商会（立岩・穂波・筑穂センター一括委託）					

人権同和对策関係補助金、負担金交付団体の状況資料 (目的、規約、決算書)

団 体 名	資 料 名	ページ
部落解放同盟飯塚市協議会	1 部落解放同盟飯塚市協議会規約	47
	2 2017年度活動報告書	52
	3 2017年度決算書	57
全日本同和会福岡県連合会 飯塚市支部協議会	1 全日本同和会飯塚市支部協議会規約	58
	2 平成29年度事業報告書	60
	3 平成29年度決算書	61
飯塚人権擁護委員協議会	1 飯塚人権擁護委員協議会会則	62
	2 平成29年度決算書	66
福岡県隣保館連絡協議会	1 福岡県隣保館連絡協議会会則	67
	2 2017年度決算書	70
嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会	1 嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則	71
	2 2017年度決算書	73

部落解放同盟飯塚市協議会 規約

第1章 総則

第1条

本会は部落解放同盟飯塚市協議会と称し、事務所を福岡県飯塚市伊岐須869-1に置く。

第2条

本会は部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的とする。

第3条

本会は飯塚市内の部落を拠点とし、前条の目的を達成するために活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体であり、差別と闘うすべての人々との連帯をめざす。

第2章 同盟員

第4条

部落解放同盟の綱領、並びに本会の規約を承認し、別に定める所定の手続きを経て、本会に加入する部落住民・部落出身者を同盟員とする。

第5条

本会を脱退しようとする者は、所定の脱退届を提出し、各級機関の承認を受けなければならない。所定の手続きを経ずに脱退した者、または長期にわたって同盟費を滞納し、その義務を放棄したものは除籍処分とする。

第6条

同盟員は支部に所属することとし、所定の同盟費を納め、本会の諸決定に従い、かつ本会の目的達成のために積極的に活動し、諸集会に参加し役員を選び、また選ばれるものとする。

なお、支部外に居住する部落出身者が同盟員になる場合は、近隣の支部に所属するか、直轄同盟員になることができる。ただし、直轄同盟員は役員に選ばれない。

本会の目的に賛同し、同盟員としての趣旨を理解して活動する者は賛助会員とすることができる。ただし、本会の役員には選ばれない。

第3章 組織

第7条

本会の基礎組織は支部であり、支部は部落を単位として、10名(世帯)以上の同盟員をもって組織することができる。ただし、少数点在部落について、複数の部落を単位として支部を組織することができる。

また、10世帯未満の部落においても単独で支部を組織することもできる。

これらの場合、市協委員会の決定並びに県連の審査決定と中央本部の承認をうけなければならない。

第8条

支部を組織するときは、支部登録申請書、支部員名簿、支部役員名簿、支部規約を提出し、市協委員会の承認を得て県連に提出し、中央本部の承認を要する。

第9条

本会は円滑な目的達成のために次の区分に掲げる支部統括を置く。支部統括は地域内の支部への連絡徹底、機関誌の配送や日常での同盟員の相談活動・市協への連絡などにあたり、執行権を有しない。

- ・飯塚地区支部統括・筑穂地区支部統括・穂波地区支部統括
- ・颯田地区支部統括・庄内地区支部統括

第4章 機関

第10条

本会に次の機関を置く。

- 1 定期大会
- 2 市協委員会
- 3 執行委員会
- 4 統制委員会
- 5 財務委員会

第11条

大会は本会の最高決議機関であって、市協委員会の決定に基づき毎年1回、執行委員長が召集する。

但し、市協委員会が必要と認めて決定したときは、または同盟員の3分の1以上の申請があったときは、臨時大会を招集しなければならない。

第12条

大会は各支部から選出された代議員及び市協委員・役員をもって構成する。代議員定数及び選出方法は、市協委員会で決定する。

第13条

大会は代議員定数の3分の2以上の出席をもって成立し、大会構成員の過半数をもって決議する。

第14条

執行委員・市協委員の定数は規定で定める。

第15条

市協委員会は大会に次ぐ決議機関であって、各支部統括より選出された委員をもって構成し、執行委員長が必要と認めたとき召集する。但し、市協委員総数の3分の1以上の請求があったときは速やかに召集しなければならない。

第16条

市協委員会は市協委員・執行委員をもって構成し、その決定事項については大会に対して責任を負う。決議については第13条に準ずる。

第17条

執行委員会は本会の執行機関であり、執行委員長、副執行委員長、書記長、財務委員長、執行委員をもって構成し、必要に応じて執行委員長が随時これを招集する。

第18条

執行委員会のもとに書記局を設置し、部・局及び各種委員会を設けることができる。書記局及び各種委員会の構成員は執行委員会の決定に基づき、執行委員長が任免する。

第19条

執行委員会は大会及び市協委員会の諸決定を執行し、その執行について大会及び市協委員会に対して責任を負う。

第20条

財務委員会は財務委員をもって構成し、必要に応じて財務委員長が招集する。財務委員会は市協委員会の提起により本会の財務について審議し、決定することができる。但し、これを市協委員会に報告し承認を受けるものとする。

第21条

統制委員会は統制委員をもって構成し、必要に応じて統制委員長が召集する。
統制委員長は統制委員の互選によるものとする。
統制委員会は執行委員会の提起により規律に違反する行為等を審査し、それに対する処分を決定して、大会に報告するものとする。

第22条

会計監査は本会の会計事務の監督・経理の監査をおこない、これを大会に報告するものとする。

第5章 役員

第23条

本会に次の役員を置く。

1	執行委員長	1名
2	副執行委員長	2名以内
3	書記長	1名
4	財務委員長	1名
5	執行委員	若干名
6	会計監査	3名
7	統制委員	5名
8	財務委員	5名

第24条

執行委員長は本会を代表し、本会の諸活動を総括統理する。
副執行委員長は執行委員長を補佐し執行委員長事故あるときはこれを代行する。
書記長は本会の業務を統轄し、書記局・各部署の業務遂行にあたる。
財務委員長は本会の会計を司る。
執行委員は執行委員会の職務を分掌する。

会計監査は本会の会計事務を監査する。
統制委員は本会の統制事案を処理する。
財務委員は本会の財務事案を処理する。

第25条

役員の任期は2年とし、役員選出については役員選挙規定による。
ただし、再任はさまたげない。

第6章 会計

第26条

本会の会計は同盟会費、寄付金、助成金、その他の収入でまかなう。
会計事務処理においては会計事務の適切をはかる。

第27条

本会の会計年度はその年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第28条

本会の予算と決算は大会の承認を要する。

第7章 規律

第29条

本会の名誉を汚損し、規約に違反し、機関の決定に従わない等の行為ある同盟員は市協統制委員会で審査し、「除名」・「除籍」・「除籍勧告」・「活動停止」・「役職停止」・「戒告」その他の統制処分をおこない、また解除することができる。ただし、除名処分については県連統制委員会を経由して、中央統制委員会の審査確認を必要とする。尚、活動停止や役職停止処分は2年を限度とする。
統制処分を受け、不服の場合は県連統制委員会に抗告することができる。

第30条

機関の決定に従わない等の重大な組織違反行為のある支部統括もしくは支部に対して、市協委員会の決定により組織の解散、機関解体、機関活動停止その他の組織統制処分を行い、また解除することができる。

第8章 付則

第31条

市協委員会の決定により本会に顧問を置くことができる。顧問は執行委員会の諮問に応じて助言するものとし、重要事項につき建議することができる。

第32条

本会の諸規定の改廃は市協委員会の決議を要する。

第33条

本規約の改廃については大会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第34条

支部規約は本会の規約に準ずるものとする。

第35条

本規約は決定と同時に効力を発する。

2008年4月 6日 第1回定期大会において決定した。

2010年4月26日 第3回定期大会において一部改正した。

2011年4月 9日 第4回定期大会において一部改正した。

2017年(平成29年度)部落解放同盟飯塚市協議会活動報告

1 各種会議・研修会

会議・集会・研修会	開催日	開催場所	出席者	備考
定期大会	2017. 4. 16	立岩会館	83名	第10回定期大会
福岡県委員会	2017. 5. 19	県連解放センター	5名	第67期第3回県委員会
	2017. 7. 7	県連解放センター	5名	第67期第4回県委員会
	2017. 12. 7	県連解放センター	5名	第68期第1回県委員会
	2018. 2. 20	県連解放センター	4名	第68期第2回県委員会
飯塚市協委員会	2017. 4. 13	伊岐須会館	43名	第9期第8回市協委員会
	2017. 4. 25	伊岐須会館	37名	第10期第1回市協委員会
	2017. 6. 29	伊岐須会館	37名	第10期第2回市協委員会
	2017. 9. 7	伊岐須会館	41名	第10期第3回市協委員会
	2017. 11. 28	伊岐須会館	36名	第10期第4回市協委員会
	2018. 2. 20	伊岐須会館	37名	第10期第5回市協委員会
執行委員会	2017. 4. 4	市協事務所	8名	第9期第14回執行委員会
	2017. 4. 19	市協事務所	8名	第10期第1回執行委員会
	2017. 5. 15	市協事務所	8名	第10期第2回執行委員会
	2017. 6. 5	市協事務所	8名	第10期第3回執行委員会
	2017. 6. 20	市協事務所	8名	第10期第4回執行委員会
	2017. 7. 11	市協事務所	8名	第10期第5回執行委員会
	2017. 8. 2	市協事務所	8名	第10期第6回執行委員会
	2017. 9. 5	市協事務所	8名	第10期第7回執行委員会
	2017. 10. 3	市協事務所	7名	第10期第8回執行委員会
	2017. 11. 2	市協事務所	7名	第10期第9回執行委員会
	2017. 12. 4	市協事務所	8名	第10期第10回執行委員会
	2017. 12. 20	市協事務所	8名	第10期第11回執行委員会
	2018. 1. 16	市協事務所	8名	第10期第12回執行委員会
	2018. 1. 25	市協事務所	7名	第10期第13回執行委員会
	2018. 2. 2	市協事務所	7名	第10期第14回執行委員会
	2018. 3. 5	市協事務所	8名	第10期第15回執行委員会
財務委員会	2017. 4. 11	伊岐須会館	5名	第9期第3回財務委員会
	2017. 4. 28	伊岐須会館	5名	第10期第1回財務委員会
	2017. 10. 26	伊岐須会館	5名	第10期第2回財務委員会
組織検討委員会	2017. 10. 25	伊岐須会館	10名	第10期第1回組織検討委員会
	2018. 3. 29	伊岐須会館	10名	第10期第2回組織検討委員会
大会運営委員会	2017. 4. 16	立岩会館	6名	第10回定期大会第2回大会運営委員会
	2018. 3. 9	伊岐須会館	6名	第11回定期大会第1回大会運営委員会
選挙管理委員会	2018. 3. 9	伊岐須会館	6名	第11回定期大会第1回選挙管理委員会
	2018. 3. 30	伊岐須会館	6名	第11回定期大会第2回選挙管理委員会
人権のまちづくり	2017. 9. 9	立岩会館	148名	飯塚市協解放教育学習会
子ども支援	2017. 5. 16	立岩会館	2名	第1回飯塚市解放子ども会運営委員会
	2017. 6. 3	生活体験学校	2名	飯塚市解放子ども会交流会
	2017. 6. 4	県連解放センター	1名	県連第1回高校生代表者会議

子ども支援	2017. 7. 5	伊岐須会館	7名	市協第1回高校生代表者会議
	2017. 8. 19~20	群馬県水上町	1名	第49回全国高校生集会
	2017. 9. 30	中間市人権センター	1名	県連第3回高校生代表者会議
	2017. 10. 3	立岩会館	2名	第2回飯塚市解放子ども会運営委員会
	2017. 10. 12	飯塚市役所	1名	第1回定数検討委員会
	2017. 10. 18	伊岐須会館	9名	市協第2回高校生代表者会議
	2017. 12. 12	飯塚市役所	1名	第2回定数検討委員会
	2018. 1. 17	福岡県庁	1名	高校定数要求行動
	2018. 1. 22	福岡県庁	1名	飯塚市定数要請行動
	2018. 2. 9	県連解放センター	1名	定数学習会
	2018. 2. 13	県連解放センター	1名	教育事務折衝
	2018. 3. 10	中間市人権センター	2名	県連第6回高校生代表者会議
女性支援	2017. 4. 17	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2017. 4. 22	コミュニティセンター	5名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク総会
	2017. 5. 10	市協事務所	6名	第10期第1回女性部代表者会議
	2017. 5. 13~14	岐阜市	5名	第62回全国女性集会
	2017. 5. 19	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2017. 5. 22	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2017. 6. 15	市協事務所	7名	第10期第2回女性部代表者会議
	2017. 6. 19	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2017. 6. 25	伊岐須会館	50名	第10回市協女性集会
	2017. 6. 26	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2017. 6. 28	県連解放センター	1名	県連女性部長会議
	2017. 7. 3	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2017. 8. 4	県連解放センター	1名	県連女性部長会議
	2017. 8. 7	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2017. 8. 29	市協事務所	6名	第10期第3回女性部代表者会議
	2017. 9. 1	県連解放センター	6名	県連女性部一日拡大研修会
	2017. 9. 24	県連解放センター	10名	第52回福岡県女性集会
	2017. 10. 2	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会役員会
	2017. 10. 16	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2017. 10. 18	県連解放センター	1名	県連女性部長会議
	2017. 10. 23	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2017. 10. 26	市協事務所	7名	第10期第4回女性部代表者会議
	2017. 11. 9	市協事務所	7名	第10期第5回女性部代表者会議
	2017. 11. 10	中間市人権センター	2名	女性部学習会講師打合せ
	2017. 11. 12	伊岐須会館	15名	第1回高齢者配食事業
	2017. 12. 2	コスモスコモン	5名	第11回サンクスフォーラム祭
	2017. 12. 13	県連解放センター	1名	県連女性部長会議
	2017. 12. 18	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2017. 12. 18	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2018. 1. 9	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2018. 1. 18	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク新年交流会

女性支援	2018. 1. 22	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2018. 1. 22	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2018. 1. 30	中間市人権センター	2名	女性部学習会講師打合せ
	2018. 1. 30	市協事務所	6名	第10期第6回女性部代表者会議
	2018. 2. 25~26	市協事務所	7名	第10期第7回女性部代表者会議
	2018. 3. 6		1名	県連女性部一泊研修会
	2018. 3. 10	市協事務所	8名	第10期第1回女性部拡大代表者会議
	2018. 3. 11	伊岐須会館	16名	第2回高齢者配食事業
高齢者支援	2017. 9. 7	穂波人権啓発センター	63名	穂波支部統括高齢者交流会
	2017. 10. 5	伊岐須会館	6名	第10期第1回高齢者代表者会議
	2017. 10. 20	立岩会館	40名	飯塚支部統括高齢者交流会
	2017. 10. 24	穂波人権啓発センター	40名	第10回市協高齢者集会
	2017. 12. 12	伊岐須会館	6名	第10期第2回高齢者代表者会議
	2018. 2. 15	立岩会館	40名	第2回高齢者部会学習会
人材育成	2017. 5. 2	市協事務所	7名	第10期第1回青年部活動者会議
	2017. 6. 20	市協事務所	7名	第10回第2回青年部活動者会議
	2017. 6. 27	伊岐須会館	14名	第10回市協青年部集会
	2017. 8. 19~20	群馬県水上町	3名	第61回全国青年集会
	2017. 9. 14	市協事務所	7名	第10回第3回青年部活動者会議
	2017. 11. 16	市協事務所	6名	第10回第4回青年部活動者会議
	2017. 12. 16	熊本県益城町	14名	第7回育成事業
	2018. 1. 20	労働会館	6名	第10回第5回青年部活動者会議
	2018. 3. 13	市協事務所	7名	第10回第6回青年部活動者会議
人権救済法	2017. 5. 22	東京都	2名	人権確立要求第1次中央集会
	2017. 10. 30	東京都	2名	人権確立要求第2次中央集会
産炭地関係	2017. 4. 20	福岡市	2名	三局長交渉
	2017. 4. 21	飯塚市内	2名	特定鉱害現地調査打合せ
	2017. 4. 25	県連解放センター	2名	九州運輸局再々交渉
	2017. 4. 27	飯塚市内	1名	平恒支部鉱害調査打合せ
	2017. 4. 28	市協事務所	1名	特定鉱害との協議
	2017. 5. 1	田川市中央隣保館	2名	産炭地委員会
	2017. 5. 8	市協事務所	1名	穎田鉱害協議
	2017. 5. 12	市協事務所	1名	北九州国土省との協議
	2017. 5. 18	飯塚市内	1名	鉱害現地調査
	2017. 5. 22~23	東京都	2名	産炭地中央交渉
	2017. 6. 1	飯塚市内	2名	特定鉱害現地調査
	2017. 6. 19	飯塚市内	2名	日鉄鉱業との協議
	2017. 6. 19	田川市中央隣保館	1名	産炭地委員会
	2017. 6. 19	飯塚市内	2名	小井手堰の説明立会
	2017. 6. 29	市協事務所	1名	七機関交渉打合せ(国土交通省)
	2017. 7. 4	市協事務所	1名	七機関交渉打合せ(ジョグメック)
	2017. 7. 5	市協事務所	1名	七機関交渉打合せ(国土交通省)
	2017. 7. 13	福岡市	15名	七機関交渉

産炭地関係	2017. 7. 31	田川市中央隣保館	2名	産炭地委員会
	2017. 8. 22	市協事務所	1名	国土交通省との協議
	2017. 9. 4	福岡市	15名	福岡県産炭地交渉
	2017. 9. 20	県連解放センター	2名	産炭地委員会
	2017. 10. 4	市協事務所	1名	国土交通省・遠賀川事務所との協議
	2017. 10. 26	市協事務所	1名	特定鉱害との協議
	2017. 10. 30~31	東京都	2名	産炭地中央交渉
	2017. 11. 20	市協事務所	1名	遠賀川事務所との協議
	2017. 11. 28	市協事務所	1名	国道事務所との協議
	2017. 12. 13	飯塚市内	1名	日鉄との協議
	2018. 1. 29	市協事務所	1名	特定鉱害との協議
	2018. 2. 1	市協事務所	1名	ジョグメックとの打合せ
	2018. 2. 21	飯塚市内	2名	特定鉱害との協議
	2018. 2. 23	飯塚市内	2名	日鉄鉱業からの事業説明
	2018. 2. 27	飯塚市内	1名	日鉄との現場立会
	2018. 3. 1	市協事務所	1名	特定鉱害との協議
	2018. 3. 7	県連解放センター	2名	産炭地委員会
	2018. 3. 8	市協事務所	1名	特定鉱害との協議
	2018. 3. 22	市協事務所	1名	JR九州との協議
	労働対策	2017. 4. 28	稲築志耕館高校	1名
2017. 5. 10		飯塚職安	1名	就職問題連絡協議会運営委員会
2017. 5. 25		県連解放センター	1名	第67期第1回労働対策部長会議
2017. 5. 25		伊岐須会館	5名	第1回労働部会
2017. 5. 26		筑豊ハイツ	1名	第31回就職連絡協議会総会
2017. 6. 1		飯塚職安	1名	中学校職場実地指導運営委員会
2017. 6. 16		立岩会館	1名	2017年度進路保障協議会総会
2017. 6. 23		立岩会館	1名	新規中学校卒予定者担当者会議
2017. 6. 28		筑豊ハイツ	2名	2017年度筑豊ブロック全体協議会
2017. 7. 7		立岩会館	1名	第2回就職対策会議
2017. 8. 22		ポリテクセンター	1名	中学校職場体験
2017. 9. 1		立岩会館	1名	第3回就職対策会議
2017. 10. 6		県連解放センター	1名	第68期第1回労働対策部長会議
2017. 10. 23		飯塚職安	1名	中学校職場実地指導運営委員会
2017. 11. 10		立岩会館	1名	第4回就職対策会議
2017. 12. 8		飯塚職安	2名	職安・出先機関との定期協議会
2017. 12. 22		伊岐須会館	6名	第2回労働部会
2018. 2. 2		立岩会館	1名	第5回就職対策会議
2018. 2. 14		飯塚職安	1名	就職問題連絡協議会運営委員会

労働対策	2018. 2. 23	伊岐須会館	27名	第2回労働部学習会
農政対策	2017. 5. 24	県連解放センター	1名	農林水産部関係事業説明会
	2017. 7. 27	福岡市	1名	JAグループ福岡との学習会
	2017. 11. 8	市協事務所	1名	飯塚農林事務所との協議
	2018. 1. 10	伊岐須会館	3名	第1回農政部会
	2018. 2. 26	立岩会館	15名	第2回農政部学習会
その他	2017. 5. 25	県連解放センター	1名	第67期第2回環境対策部長会議
	2017. 10. 6	県連解放センター	1名	第68期第1回生活対策部長会議
	2017. 12. 15	県連解放センター	1名	第68期第1回企業対策部長会議
研修会	2017. 4. 9	福岡市	32名	全国ブロック別支部長研修会
	2017. 5. 30~31	長崎市	21名	第37回全九州研究集会
	2017. 6. 22~23	宮崎市	18名	第42回西日本夏期講座
	2017. 8. 22~23	佐賀市	20名	第44回九州地区人権・同和教育夏期講座
	2017. 11. 6~8	大阪市	14名	第51回全国研究集会
	2017. 10. 21	鞍手町	2名	第56回福岡県人権・同和教育研究大会
	2017. 12. 2~3	島根県	8名	第69回全国人権・同和教育研究大会
	2017. 12. 25	飯塚市	7名	第46回嘉山地区高同教研究集会
	2018. 1. 11~12	神戸市	7名	第32回全国人権啓発研究集会
	2018. 1. 13~14	鹿児島市	5名	第40回全国人権保育研究集会

2017年度部落解放同盟飯塚市協議会決算書
(2017年4月1日～2018年3月31日迄)

【歳入の部】

項目	費目	予算額	流用額	予算額	決算	残額	補助対象	自主財源
1 繰越金	① 繰越金	2,404	0	2,404	2,404	0	0	2,404
2 会費	① 会費	4,269,600	0	4,269,600	4,269,600	0	0	4,269,600
3 補助金	① 補助金	20,990,000	0	20,990,000	20,987,596	2,404	20,987,596	0
4 カンパ金	① カンパ	100,000	0	100,000	25,000	75,000	0	25,000
5 雑収入	① 雑収入	10,000	0	10,000	30	9,970	0	30
合計		25,372,004	0	25,372,004	25,284,630	87,374	20,987,596	4,297,034

【歳出の部】

項目	費目	17年度予	流用額	予算額	決算	残額	補助対象額	自主財源
1 人件費	小計	8,492,000	1,216	8,493,216	8,493,216	0	8,493,216	0
	① 専従役員給与	7,040,000	0	7,040,000	7,040,000	0	7,040,000	0
	② 通勤費	92,000	△ 800	91,200	91,200	0	91,200	0
	③ 保険料	1,000,000	2,016	1,002,016	1,002,016	0	1,002,016	0
	④ 非常勤役員行動費	360,000	0	360,000	360,000	0	360,000	0
2 事務所費	小計	1,469,800	148,749	1,618,549	1,609,063	9,486	1,572,175	36,888
	① 維持費	400,000	10,445	410,445	410,445	0	410,445	0
	② 消耗品費	300,000	186,554	486,554	486,554	0	486,554	0
	③ 食糧費	40,000	0	40,000	36,888	3,112	0	36,888
	④ 委託料	1,000	0	1,000	0	1,000	0	0
	⑤ 通信費	300,000	△ 31,574	268,426	268,426	0	268,426	0
	⑥ 印刷製本費	5,000	0	5,000	0	5,000	0	0
	⑦ 賃借料	388,800	0	388,800	388,800	0	388,800	0
	⑧ 備品費	10,000	△ 9,626	374	0	374	0	0
	⑨ 事務所費その他	25,000	△ 7,050	17,950	17,950	0	17,950	0
3 会議費	小計	710,000	△ 65,380	644,620	644,620	0	644,620	0
	① 県委員会	110,000	△ 53,380	56,620	56,620	0	56,620	0
	② 市協委員会その他	600,000	△ 12,000	588,000	588,000	0	588,000	0
4 事業費	小計	7,463,000	217,819	7,680,819	7,615,776	65,043	6,922,912	692,864
	① 人権のまちづくり	200,000	△ 59,510	140,490	140,000	490	140,000	0
	② 子ども支援	200,000	△ 35,776	164,224	160,760	3,464	160,760	0
	③ 女性支援	700,000	57,047	757,047	757,047	0	748,847	8,200
	④ 高齢者支援	700,000	△ 419,000	281,000	281,000	0	261,000	20,000
	⑤ 人材育成	600,000	△ 16,235	583,765	583,765	0	582,365	1,400
	⑥ 人権救済法	310,000	△ 35,716	274,284	273,840	444	273,840	0
	⑦ 産地関係	400,000	119,280	519,280	519,280	0	519,280	0
	⑧ 研修会費	3,000,000	671,360	3,671,360	3,671,360	0	3,671,360	0
	⑨ 費用弁償	98,000	△ 28,259	69,741	53,920	15,821	53,920	0
	⑩ その他の行動	1,100,000	△ 24,460	1,075,540	1,075,540	0	511,540	564,000
	⑪ 教宣費	5,000	△ 1,500	3,500	0	3,500	0	0
	⑫ 狭山	100,000	0	100,000	59,320	40,680	0	59,320
⑬ 書籍費	50,000	△ 9,412	40,588	39,944	644	0	39,944	
5 大会費	小計	1,095,600	△ 219,000	876,600	868,016	8,584	792,360	135,656
	① 市協大会	100,000	0	100,000	96,656	3,344	0	96,656
	② 県連大会	160,000	0	160,000	155,220	4,780	116,220	39,000
	③ 全国大会	835,600	△ 219,000	616,600	616,140	460	616,140	0
6 調査費	小計	2,372,000	0	2,372,000	2,367,711	4,289	2,203,313	164,398
	① 地区統括調査費	2,372,000	0	2,372,000	2,367,711	4,289	2,203,313	164,398
7 負担金	小計	3,702,200	△ 81,000	3,621,200	3,621,200	0	419,000	3,202,200
	① 県連会費	3,202,200	0	3,202,200	3,202,200	0	0	3,202,200
	② 負担金	500,000	△ 81,000	419,000	419,000	0	419,000	0
8 渉外費	小計	65,000	0	65,000	57,740	7,260	0	57,740
	① 渉外費	45,000	7,740	52,740	52,740	0	0	52,740
	② 慶弔費	20,000	△ 7,740	12,260	5,000	7,260	0	5,000
9 予備費	小計	2,404	△ 2,404	0	0	0	0	0
	① 予備費	2,404	△ 2,404	0	0	0	0	0
合計		25,372,004	0	25,372,004	25,277,342	94,662	20,987,596	4,289,746

歳入 25,284,630
歳出 25,277,342
残額 7,288

2018年4月5日会計監査済
監査委員
監査委員
監査委員

全日本同和会飯塚市支部協議会 規約

(総則)

第1条 本会は、全日本同和会飯塚支部協議会と称する。

第2条 本会の事務所は飯塚市内に置く。

(目的及び運動)

第3条 本会は、同和問題の完全な解決を図ると共に、民主主義社会の建設に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の三項目を基本線とし、その年々の情勢に即応して必要とする一切の運動を行う。

- 1 社会的施策の拡充・産業経済の伸長・教育文化の向上・生活環境の改善、啓発教育活動の強化を主軸とする総合的同和国策の樹立実行を強力に推進する。
- 2 地域住民の自覚と生活意識を高め、社会的、経済的地位の向上と生活環境の改善を図る。
- 3 婚姻・就職・職業・教育・居住・社交など一切の差別を撤廃し、差別的偏見を打破するための啓発宣伝活動を行う。

(組織)

第5条 本会は、本会の規約に賛成する同士を会員として組織する。

第6条 会員は、所定の会費を納め、本会の決定する方針、決議に基づき、積極的に活動する。

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-------|
| 1 支部長 | 1名 |
| 2 副支部長 | 1名 |
| 3 会計 | 1名 |
| 4 会計監査 | 2名 |
| 5 執行委員 | 10名以内 |

第8条 支部長、副支部長、会計、執行委員、監査は支部協議会総会にて選出する。

第9条 支部長は、支部を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めるところにより、その職務を行う。

- 3 会計は本会の会計全般を担当する。
 - 4 会計監査は本会の会計を監査する。
- 第10条 役員の任期は2年とする。ただし再選は妨げない。
- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

- 第11条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- 第13条 本会の予算及び決算は、支部総会で承認を得なければならない。
- 第14条 本会の会費は月額400円とし、年額4,800円を会計年度内に納付するものとする。

(その他)

- 第15条 旅費・手当等及び慶弔費等の支払いについては、「旅費・手当等及び慶弔費等の支払等に関する規程」により支払うものとする。

(付則)

本規約は、平成19年4月1日より実施する。

全日本同和会 福岡県連合会 飯塚市支部協議会

平成29年度 事業報告書

月	会 議 名	会 催 場 所	開 催 日	参加数
4月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	25日	1名
	飯塚支部執行委員会議及び監査会	飯塚市	1日	7名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	26日	2名
5月	青年部理事会	東京	15日	1名
	第57回全国大会	東京	16日	5名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	28日	2名
6月	福岡県連理事及び支部長会議	北九州市	15日	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	25日	2名
7月	青年部研修会	名古屋	25日	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	30日	2名
8月	女性部正副部長会議	京都	23日	1名
	女性部理事会	京都	日	0名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	27日	2名
9月	九州連合会研修大会	諫早市	7日	4名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	17日	2名
	飯塚支部三役会議	飯塚市	24日	3名
10月	女性部研修会	京都	19日	5名
	飯塚支部執行委員会議	飯塚市	22日	7名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	29日	2名
11月	総務組織教育対策委員会	広島	9日	1名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	26日	2名
12月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	7日	1名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	24日	2名
1月	九州役員研修会	北九州市	25日	1名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	28日	2名
2月	青年部正副部長会議	東京	14日	1名
	全国合同研修会	東京	15日	4名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	25日	2名
3月	飯塚支部三役会議	飯塚市	25日	3名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	25日	2名
	飯塚支部執行委員会議	飯塚市	31日	7名

平成29年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【決算書】

(単位:円)

【収入の部】

項目	費目	予算額	流用額	決算額	備 考	補助対応額	自主財源
1	前年度繰越金 (小計)	663		663		0	663
	1 前年度繰越金	663		663		0	663
2	市補助金 (小計)	2,540,000		2,539,337		2,539,337	0
	1 市補助金	2,540,000		2,539,337		2,539,337	0
3	会費 (小計)	427,200		427,200		0	427,200
	1 会費	427,200		427,200	400円×12ヶ月×89人	0	427,200
4	雑入 (小計)	12		12			12
	1 預金利息	12		12			12
合 計		2,967,975		2,967,212		2,539,337	427,875

【支出の部】

(単位:円)

項目	費目	予算額	流用額	決算額	備 考	補助対応額	自主財源
1	行働費 (小計)	728,000		728,000		728,000	0
	1 役員専従行働費	728,000		728,000	支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	728,000	0
2	旅費 (小計)	1,460,000	26,500	1,486,500		1,322,500	164,000
	1 大会旅費	410,000	△ 49,300	360,700	九州・全国大会等 ※研修旅費へ流用	333,700	27,000
	2 研修旅費	580,000	60,200	640,200	全国幹部研修会、九州地区研修等 ※大会旅費・予備費より流用	595,200	45,000
	3 会議旅費	470,000	15,600	485,600	支部三役会議、執行委員会等 ※予備費より流用	393,600	92,000
3	活動費 (小計)	352,000	0	352,000		352,000	0
	1 青年部	134,000		134,000	地域活動	134,000	0
	2 女性部	134,000		134,000	地域活動	134,000	0
	3 老人部	74,000		74,000	地域活動	74,000	0
	4 研修会費	10,000		10,000	地域での人権学習会等	10,000	0
4	事務局費 (小計)	170,000	7,009	177,009		136,837	40,172
	1 事務消耗品等	170,000	7,009	177,009	※予備費より流用	136,837	40,172
5	渉外費 (小計)	10,000	0	10,000		0	10,000
	1 慶弔費	10,000		10,000		0	10,000
	2 交際費			0		0	0
6	地協負担金 (小計)	213,600		213,600		0	213,600
	1 地協負担金	213,600		213,600	200円×12ヶ月×89人	0	213,600
7	予備費 (小計)	34,275	△ 33,509	0		0	0
	1 予備費	34,275	△ 33,509	0	※研修旅費、会議旅費、事務局費へ流用	0	0
合 計		2,967,975		2,967,109		2,539,337	427,772
繰 越 額			0	103		0	103

収入済額 2,967,212円 - 支出済額 2,967,109円 = 繰越金103円

平成30年4月1日 上記のとおり、相違ないと認めます。

会計監査： 会計監査

飯塚人権擁護委員協議会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、飯塚人権擁護委員協議会と称する。

第2条 本会は、事務所を福岡法務局飯塚支局内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、人権擁護事業に関する能率的運営と組織的活動の促進を図り、もって真に平和と自由を愛する民主的地域社会の確立に努めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝に関する事項
- (2) 民間に於ける人権擁護活動の助長に関する事項
- (3) 人権擁護委員の職務に関し、必要な資料及び情報の収集
- (4) 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表
- (5) 人権擁護上必要がある場合に関係機関に対し意見を述べること
- (6) 人権擁護委員相互の連絡及び総合計画の樹立に関する事項
- (7) その他目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本会は、福岡法務局飯塚支局管内の人権擁護委員をもって組織する。

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1人
副会長	2人以内
常務委員	13人以内
事務局長	1人
監 事	2人

第7条 常務委員は、各地区に属する人権擁護委員の互選とする。

2 常務委員は、原則として飯塚市から7人以内、嘉麻市から4人以内、桂川町から1人とする。ただし、会長を選出した市町からは、新たに1人常務委員を選出することができる。

3 会長及び副会長は、常務委員会において選出する。

4 事務局長は、本会に所属する人権擁護委員の中から選出し、常務委員会の意見を聞いて会長が指名する。

なお、事務局長は常務委員を兼任することができるものとする。

5 監事は、常務委員会において選任する。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

3 副会長が会長の職務を行う順位は、会長の指名又は常務委員会で定める。

4 常務委員及び事務局長は、常務委員会を組織し、会務の執行にあたる。

5 監事は、本会の会計を監査する。

第9条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに当該役員が選任されるまでの間、その職務を行う。

第10条 本会に顧問を若干名を置くことができる。

2 顧問は、常務委員会の推薦により会長が総会に諮ってこれを委嘱する。

3 顧問は、重要な事項につき会長の諮問に応じる。

第5章 会 議

第11条 本会の会議は、総会及び常務委員会とする。

第12条 本会の会議は会長が招集し、会議の際は会長が議長となる。ただし、会議の時期及び方法については、福岡法務局飯塚支局と協議しなければならない。

第13条 総会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第14条 常務委員会は、必要に応じて開催する。

第15条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければこれを開催することができない。

第16条 会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 会議に出席することができない者は、あらかじめ通知された事項につき、その会議の出席者に議決を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。

第18条 会長は、特別の事情があるときは、文書をもって常務委員の意見を求め、その会議に代えることができる。

第19条 常務委員会は下記の事項を処理する。

(1) 本会の任務を遂行するために必要な事項の企画立案及び実施に関する事項

(2) 総会に附議すべき事項

(3) 総会から附託された事項

(4) その他会長において必要と認めた事項

第20条 総会には下記の事項を附議する。

- (1) 会則の変更に関する事項
- (2) 収支の予算及び決算に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 財産の処分に関する事項
- (5) その他本会の運営についての重要な事項

第21条 福岡法務局飯塚支局長及びその指定する職員は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

第22条 本会が関係機関に対して述べる意見は、総会の意図に基づくものでなければならない。

第23条 本会の会議の議事は、これを記録しなければならない。

第6章 部 会

第24条 本会に同和問題専門部会、高齢者問題専門部会、男女共同参画部会、子どもの人権専門部会を設ける。

2 委員は、各地区委員の互選により同和問題専門部会、高齢者問題専門部会、男女共同参画部会及び子どもの人権専門部会のいずれかの部会に所属するものとする。

3 各部会の部会長または部会長の指定する者は、常務委員会において意見を述べることができる。

第7章 会 計

第25条 本会の会計は福岡法務局飯塚支局管内の市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

3 本会の予算及び決算は、毎年総会にこれを報告して承認を得なければならない。

第8章 事 務 局

第26条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局の規定は、別にこれを定める。

第9章 会則の変更

第27条 本会の会則を変更しようとするときは、総会における出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

- この会則は、昭和28年 5月20日から施行する。
- この会則は、昭和62年 6月19日から施行する。
- この会則は、昭和63年 5月13日から施行する。
- この会則は、平成 元年 5月30日から施行する。
- この会則は、平成 4年 5月20日から施行する。
- この会則は、平成 4年11月12日から施行する。
- この会則は、平成 9年 5月23日から施行する。
- この会則は、平成11年 5月21日から施行する。
- この会則は、平成13年 5月18日から施行する。
- この会則は、平成15年 5月23日から施行する。
- この会則は、平成16年 5月21日から施行する。
- この会則は、平成19年 5月11日から施行する。
- この会則は、平成21年 5月15日から施行する。

平成29年度収支決算書

収入の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要	
①前年度繰越金	34,693	34,693	0		
②助成金	飯塚市	820,000	820,000	0	
	嘉麻市	252,000	252,000	0	
	桂川町	88,000	88,000	0	
③雑 収 入	1,000	3,605	2,605	預金利息5円・28年度人権ふくおか分担金返金3600円	
合 計	1,195,693	1,198,298	2,605		

支出の部

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要	
①啓発活動費	(1)活動費	680,000	679,262	738	人権の花運動・人権作文コンテスト 人権週間における啓発活動 委員の日特設・その他啓発活動
	(2)部会費	120,000	138,069	△ 18,069	各部会活動費
	(3)諸謝金	40,000	18,240	21,760	講演会等お礼
	小 計	840,000	835,571	4,429	
②会議費	(1)総会費	20,000	19,386	614	総会準備委員会等
	(2)会議費	120,000	117,264	2,736	常務委員会・各種会議運営費等
	小 計	140,000	136,650	3,350	
③研修費	(1)研修費	20,000	23,133	△ 3,133	三地区合同・県総会・各種委員研修
	(2)図書資料費	10,000	9,936	64	参考図書等
	(3)人権ふくおか費	24,000	18,108	5,892	
	(4)人権のひろば費	6,000	5,980	20	
	小 計	60,000	57,157	2,843	
④事務費	(1)通信費	30,000	32,570	△ 2,570	連絡用切手・ハガキ購入
	(2)事務用品費	70,000	67,321	2,679	事務用品・パソコンインク等
	小 計	100,000	99,891	109	
⑤負担金	50,000	43,524	6,476	県連負担金	
⑥予備費	5,693	0	5,693		
合 計	1,195,693	1,172,793	22,900		

収入額 支出額 差引残高
1,198,298円 - 1,172,793円 = 25,505円

平成30年 4月 11日

監査の結果、上記のとおり間違いがないことを確認しました

監事

監事

福岡県隣保館連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、福岡県隣保館連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、同和問題をはじめとする様々な人権課題の速やかな解決を期するため、県内の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保事業の充実発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 隣保事業に関する連絡調整
- 二 隣保事業に関する調査研究
- 三 隣保事業担当職員の研修
- 四 そのほか目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 この会は、原則として福岡県内の隣保館をもって組織し、全国隣保館連絡協議会に加盟する。

- 2 この会の運営を円滑に進めるため、地域ブロックを設ける。
- 3 地域ブロックに関する事項は、別に定める。

(役 員)

第5条 この会に、次の役員をおく。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理 事 若干名
- 四 監 査 2名

- 2 会長及び副会長は、理事の中から互選により選出し、総会で承認する。
- 3 理事及び監査は、各地域ブロックの推薦により選出し、総会で承認する。
- 4 理事及び監査は、兼ねることができない。

(役員の仕事)

- 第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
 - 3 理事は、会務の執行を決定する。
 - 4 監査は、会計及び会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

- 第7条 役員の仕事は2年とする。役員に欠員が生じた場合は補充することができる。この場合において、補充された者の仕事は前任者の残任期間とする。
- 2 役員の仕事は、これを妨げない。

(部 会)

第8条 この会には、第2条の目的を達成するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、理事会の議決を経て、設置するものとする。

(顧 問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、特定事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するために事務局をおく。

2 事務局は会長の指定するところに置く。

3 事務局に、事務局長その他の職員をおき、会長が任命する。

(会 議)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会並びに役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、第4条に規定する隣保館の代表者をもって構成し、次の事項を議決する。

一 事業計画及び予算の決定に関する事項

二 事業報告及び決算の承認に関する事項

三 その他総会で承認すべき事項

3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を議決する。

一 総会の議決した事項の執行に関する事項

二 総会に付議すべき事項

三 そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 役員会は、会長及び副会長で構成し、会の執行すべき事項を企画・立案する。

(会議の開催)

第12条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとときに開催する。

3 理事会及び役員会は、会長が必要と認めたとときに開催する。

(議決等)

第13条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、別にこの会則で規定するもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経 費)

第14条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(分担金)

第15条 第4条に規定する隣保館は、毎年度総会の決定するところにより、分担金を納入しなければならない。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第17条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

(委任)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、昭和46年6月25日から施行する。

一部改正

昭和47年8月30日

平成 3年4月23日

昭和48年5月18日

平成12年6月 1日

昭和50年5月15日

平成15年5月 9日

昭和52年5月13日

平成20年5月 9日

昭和54年5月11日

平成22年4月23日

平成 元年4月25日

平成26年4月28日

平成29年4月28日

2017年度福岡県隣保健連絡協議会一般会計及び特別会計収支決算
(2017. 4. 1~2018. 3. 31)

1 一般会計

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 市町村分担金	5,150,000	△ 60,000	5,090,000	5,090,000	0	館長のみ8館×5万(3館増加) 指導職員配置67館×7万(3館減少)
2 県補助金	1,910,000	0	1,910,000	1,910,000	0	福岡県補助金
3 雑収入(利息等)	50	△ 41	9	9	0	預金利息
4 前期繰越金	268,457	0	268,457	268,457	0	前年度繰越金
収入合計	7,328,507	△ 60,041	7,268,466	7,268,466	0	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1負担金	3,600,000	△ 41,000	3,559,000	3,463,000	96,000	全隣協負担金、九プロ負担金、 研修負担金
2旅費	770,000	△ 60,041	709,959	514,420	195,539	理事会、女性代表者会議 研修・委員会への参加(宿泊費等)
3報償費	90,000		90,000	55,000	35,000	研修会講師謝金
4需用費(消耗品費)	25,000		25,000	22,060	2,940	文具等
5役務費(通信運搬費)	54,000	1,000	55,000	54,680	320	郵送料、インターネット通信料
6使用料及び賃借料	35,000		35,000	21,785	13,215	事務局管理費及び研修会場代
7事務局費	2,690,000	40,000	2,730,000	2,726,275	3,725	事務局賃金、通勤費、社会保険料、 雇用保険料、退職金積立
8繰出金	10,000		10,000	10,000	0	特別会計へ
9予備費	54,507		54,507	30,000	24,507	九州北部豪雨見舞金
支出合計	7,328,507	△ 60,041	7,268,466	6,897,220	371,246	

収入合計 7,268,466円 - 支出合計 6,897,220円 = 371,246円 翌年度へ繰越

2 運営調整基金特別会計

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 前期繰越金	1,157,200	0	1,157,200	1,157,200	0	前年度繰越金
2 積立金	10,000	0	10,000	10,000	0	一般会計より
3 雑収入(利息等)	200	△ 49	151	151	0	預金利息
収入合計	1,167,400	△ 49	1,167,351	1,167,351	0	

(支出の部)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1 繰出金	1,000	0	1,000	0	1,000	
2 積立金	1,166,400	△ 49	1,166,351	0	1,166,351	
支出合計	1,167,400	△ 49	1,167,351	0	1,167,351	

収入合計 1,167,351円 - 支出合計 0円 = 1,167,351円 翌年度へ繰越

嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則

改正 1983年7月11日

改正 1987年7月3日

改正 2006年8月31日

改正 2011年9月26日

(名称及び設置)

第1条 この会は、嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会（略称「嘉飯桂隣保館連絡協議会」）と称し事務局を会長出身の隣保館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、同和対策審議会答申の精神に基づき、人権・同和問題のすみやかな解決を期するため、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保館事業の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 隣保館事業に関する連絡調整
- (2) 隣保館事業に関する調査研究
- (3) 隣保館職員の研修
- (4) その他の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 監査 2名
- 2 会長・副会長及び監査は、会の中から互選により選任する。
- 3 書記は会長が任命する。

(役員の仕事)

第6条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監査はこの会の会計及び会務を監査する。
- 4 書記は会議の記録を行い、本会の会計及び事務を取り扱うものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(会議)

第8条 この会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

(会費)

第9条 この会の経費は、会費をもって支弁するものとする。

2 前項の会費は、1館あたり年額1万円とする。

(会則の変更)

第10条 この会則は、6館の過半数の同意がなければ変更することができない。

付 則

この会則は、1979年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、1983年7月11日から施行する。

付 則

この会則は、1987年7月3日から施行する。

付 則

この会則は、2006年8月31日から施行する。

付 則

この会則は、2011年4月1日から施行する。

2017年度嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会決算

歳 入

(単位：円)

項 目	本 年 度 本 予 算 額	本 年 度 本 決 算 額	比 較	備 考
繰 越 金	48,027	48,027	0	2016年度繰越金
分 担 金	60,000	60,000	0	各館負担金 (10,000円×6館)
補 助 金	48,000	48,000	0	県隣協補助金 (8,000円×6館)
雑 収 入	1,000	0	1,000	預金利息等
計	157,027	156,027	1,000	

歳 出

(単位：円)

項 目	本 年 度 本 予 算 額	本 年 度 本 決 算 額	比 較	備 考
会 議 費	3,000	0	3,000	会議諸費用等
研 修 費	133,000	88,560	44,440	研修会費用等
需 用 費	5,000	0	5,000	消耗品費
役 務 費	5,000	0	5,000	通信費
交 際 費	3,000	0	3,000	見舞金等
予 備 費	8,027	0	8,027	
計	157,027	88,560	68,467	

歳入合計 156,027

歳出合計 88,560

差引残額 67,467

2018年 3月 28日

嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会

会 長 橋 垣 秀 則

人権同和对策関係補助金・負担金の状況一覧表

(単位：円)

負担金補助金	負担金・補助金額	説明
福岡県隣保館連絡協議会負担金	210,000	1館当たり 70,000 円
嘉飯桂隣保館連絡協議会負担金	30,000	1館当たり 10,000 円
人権擁護委員協議会補助金	820,000	市民 1 人当たり 6.3 円の補助
部落解放同盟補助金	20,987,596	
全日本同和会補助金	2,539,337	
集会所等移譲事業費補助金	3,099,531	幸袋池田集会所
合計	27,686,464	

同和団体役員の活動状況がわかるもの（人件費、出勤、業務内容）

1. 人件費・・・別添の部落解放同盟飯塚市協議会決算書を参照
2. 出勤状況・・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表を参照
3. 業務内容・・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告及び別添の活動報告を参照

○部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表（2017年度）

【常勤役員】 (単位：日)

	書記長	財務委員長
4月	20	22
5月	20	20
6月	22	20
7月	19	19
8月	19	19
9月	19	20
10月	18	20
11月	20	21
12月	21	22
1月	17	18
2月	0	19
3月	13	25
計	208	245

【非常勤役員】 (単位：日)

	執行委員長	副執行委員長
4月	20	6
5月	20	9
6月	20	8
7月	20	6
8月	17	8
9月	11	6
10月	20	3
11月	17	4
12月	20	6
1月	18	6
2月	19	6
3月	23	10
計	225	78

※勤務時間 8：30～17：00

○部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告（2017年度）

	相談項目	相談件数
1	就労相談	178
2	教育相談	63
3	生活相談	27
4	農業・商業相談	83
5	その他	18
	合計	369

飯塚集会所の部屋別貸付契約書、管理契約、維持管理費支出の総括表

特定非営利活動法人 人権ネットいづか

- ・市有財産使用貸借契約書（別紙）

飯塚集会所維持管理費支出の総括表

- ・平成 29 年度 支出なし

市有財産使用貸借契約書

飯塚市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 人権ネットいづか（以下「乙」という。）との間に市有土地及び構造物の貸付について、次のとおり契約を締結する。

（貸付物件及び貸付目的）

第1条 甲は、次に表示する土地及び構造物（以下「貸付物件」という。）を乙に貸与し、乙はこれを借用する。

土地の表示 飯塚市新飯塚 1871 番

地目 宅地（現況地目 宅地）、地積 312 m²

構造物の表示 飯塚集会所 1階（186.84 m²）、2階（190.52 m²）及び共用部分（7.69 m²）

合計面積：385.05 m²

2 乙は、前項の貸付物件を、地域住民に対して、部落解放・人権確立をめざす様々な事業を行い、地域社会に寄与する活動の目的に使用するものとする。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。なお、期間満了の際に甲乙ともに異議のない場合は、別途協議のうえ貸付期間を更新できるものとし、改めて市有財産使用貸借契約を締結するものとする。

（貸付料及び遅滞損害金）

第3条 前条の貸付期間内にかかる貸付料は、無償とする。

（禁止行為）

第4条 乙は、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 貸付物件を、第三者に転貸すること。
- (2) 貸付物件を、第1条第2項に定める使用目的以外に使用すること。
- (3) 貸付物件の原形を変更すること。
- (4) 貸付物件に、建物等（仮設建物等を含む。）の地上に固定されるようなものを新築、増築、若しくは設置し、又は既存の構造物を改築すること。

2 前項の規定は、事前に文書により甲の承認を得たときは、この限りではない。

（契約の解除）

第5条 甲が、貸付物件を公用、公共用又は計画上必要とするときは、貸付期間中であっても甲は本契約を解除することができ、乙はこれに従わなければならない。

2 前項に掲げる場合を除くほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告無く本契約を解除することができる。

- (1) 前条第2項の規定による甲の承認無く、同条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 本契約に定める義務を履行しないとき。

3 前2項の規定による契約解除によって乙が損失をこうむることがあっても、甲はその損失を補償しないものとする。

（貸付物件の管理及び責任）

第6条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意を持って管理するものとし、乙が貸付物件を使用することにより、甲又は第三者に損害を与えるおそれがあるときは、乙の責任と負担により損

害の発生を防止しなければならない。

- 2 乙が第1項に規定する善良な管理者の注意を持って貸付物件を管理していないと甲が認めるときは、甲は乙に必要な指導を行うものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 3 乙が貸付物件を使用することによって第三者に損害を与えたときは、甲にその旨を届出るとともに一切の迷惑を掛けないものとし、乙の責任と負担により第三者への損害賠償について解決しなければならない。
- 4 第1条第1項に定める構造物について、乙の責任と負担によって維持、管理するものとし、同条第2項に定める使用目的に使用中発生した破損、及び経年劣化に伴う破損等については、甲に届出るとともに、乙の負担により修繕を行わなければならない。
- 5 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、貸付物件について調査し、かつ、乙に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(貸付物件の返還及び原形復旧)

第7条 乙は、貸付期間の満了、第5条第1項若しくは同条第2項の規定による本契約の解除又はその他の理由により貸付物件を甲に返還しようとするときは、貸付物件を原形に復旧しなければならない。甲が貸付物件の原形復旧を確認した時をもって貸付物件の返還とする。

- 2 第2条に規定する貸付期間満了の翌日以降も甲に無断で乙が貸付物件を利用していることを甲が発見した場合、甲は、乙の貸付物件の利用を中止させ、期日を定めて乙が貸付物件を原形に復旧することを、乙に命じることができる。
- 3 前2項の規定にもかかわらず、乙がなお貸付物件を原形に復旧しない場合は、甲は乙に代わって貸付物件を原形に復旧するものとし、乙は甲が貸付物件を原形に復旧することについて、異議を申立てることが出来ないものとする。

(費用負担)

第8条 第6条第1項及び同条第4項の規定に係る貸付物件の維持管理のために要する必要費は、全て乙の負担とする。

- 2 乙は、貸付物件に投下した有益費はこれを放棄し、いかなる場合でも甲にこれを要求しないものとする。
- 3 前条第1項又は同条第2項の規定による貸付物件を原形に復旧するために要する費用は乙の負担とし、いかなる場合でも甲にこれを要求しないものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、次の各号の規定に該当し甲に損害を与えたときは、次の各号に規定する金額を損害賠償費として、甲の指定する期日までに、乙は甲に支払わなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定にもかかわらず甲に損害が発生したときは、甲に実際に発生した損害額。
- (2) 甲が、第7条第3項の規定により貸付物件を原形に復旧するために費用を要したときは、甲が実際に支払った額。
- (3) 前2号以外、乙が本契約に定める義務を履行しないときに甲が費用を要したときは、甲が実際に要した額。

(契約の疑義)

第10条 本契約に定める事項及びその他貸付関係について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項は、関係法令並びに飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号)及び飯塚市公有財産管理規則(平成18年飯塚市規則第63号、以下「管理規則」という。)に従って解決

するものとし、なお、疑義の生じる場合は甲、乙協議のうえこれを解決するものとする。

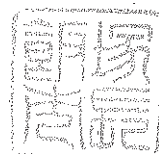
この契約の履行を確保するため、本書を2通作成し、甲乙各自1通を保有する。

平成 29 年 3 月 14 日

甲 飯塚市新立岩5番5号

飯塚市

代表者 飯塚市長 片 峯 誠



乙 飯塚市新飯塚24番3号

特定非営利活動法人 人権ネットいづか

理事長 松 本 建 一



同和対策施設の使用状況、整備状況の一覧

種 類	件数	使 用 状 況			地元移譲並びに施設整備について
		ア)使用中	イ)未使用状態	イ)の内使用不可のもの	
納 骨 堂	30	30	0	0	<p>納骨堂については、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」によって、墓地等の経営主体は地方公共団体、宗教法人又は公益法人に該当するものと規定されているため、現時点で地元に移譲することは法的に困難であると考えております。</p> <p>今後も市で維持管理していく必要があるため、補修の必要性が高いと判断されるものから改修工事を実施しており、平成29年度は、庄内地区の1個所の納骨堂敷き擁壁改修工事及び穂波地区の1個所の納骨堂位牌壇改修及び外壁防水工事を実施しました。</p>

農林振興課

種類	件数	使 用 状 況			地元移譲並びに施設整備について
		ア) 使用中	イ) 未使用状態	イ) の内使用不可のもの	
農機具保管庫	25	25	0	0	<p>農機具保管庫及び農業共同作業所については、利用者からの聞き取り調査を行い、施設の廃止・移譲に向けた協議を行う必要があると考えております。施設の整備については、修繕の必要があると判断されるものは修繕を行っており、平成29年度は筑穂地区で共同作業所と飯塚地区で農機具保管庫の修繕を実施しました。</p>
農業共同作業所	12	12	0	0	

各地域の自治会加入率及び加入数

平成30年5月現在	世帯数	加入世帯	加入率
飯塚支部	38,300	21,472	56.06%
穂波支部	11,818	6,702	56.71%
筑穂支部	4,370	3,167	72.47%
庄内支部	4,837	2,632	54.41%
穎田支部	2,666	2,089	78.36%
計	61,991	36,062	58.17%

飯塚支部	世帯数	加入世帯	加入率
飯塚	2,686	1,881	70.03%
片島	882	625	70.86%
菰田	2,155	1,310	60.79%
立岩	5,205	2,806	53.91%
飯塚東	3,781	2,372	62.73%
二瀬	9,674	4,722	48.81%
幸袋	5,221	2,760	52.86%
鎮西	5,493	2,856	51.99%
鯉田	3,203	2,140	66.81%

平成30年1月現在	世帯数	加入世帯	加入率
飯塚支部	38,232	22,288	58.30%
穂波支部	11,769	6,815	57.91%
筑穂支部	4,378	3,197	73.02%
庄内支部	4,815	2,626	54.54%
穎田支部	2,635	2,086	79.17%
計	61,829	37,012	59.86%

飯塚支部	世帯数	加入世帯	加入率
飯塚	2,694	1,921	71.31%
片島	878	612	69.70%
菰田	2,128	1,382	64.94%
立岩	5,155	2,835	55.00%
飯塚東	3,777	2,586	68.47%
二瀬	9,670	4,896	50.63%
幸袋	5,248	2,914	55.53%
鎮西	5,467	2,982	54.55%
鯉田	3,215	2,160	67.19%

前回比	世帯数	加入世帯	加入率
飯塚支部	68	△ 816	-2.23%
穂波支部	49	△ 113	-1.20%
筑穂支部	△ 8	△ 30	-0.55%
庄内支部	22	6	-0.12%
穎田支部	31	3	-0.81%
計	162	△ 950	-1.69%

飯塚支部	世帯数	加入世帯	加入率
飯塚	△ 8	△ 40	-1.28%
片島	4	13	1.16%
菰田	27	△ 72	-4.15%
立岩	50	△ 29	-1.09%
飯塚東	4	△ 214	-5.73%
二瀬	4	△ 174	-1.82%
幸袋	△ 27	△ 154	-2.66%
鎮西	26	△ 126	-2.55%
鯉田	△ 12	△ 20	-0.37%

長寿祝金給付状況調べ（人数、金額、財源）（3年間）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人数	人数	人数
	金額	金額	金額
77歳 8,000 円	1,201 人	1,441 人	1,411 人
	9,608,000 円	11,528,000 円	11,288,000 円
88歳 15,000 円	695 人	823 人	689 人
	10,425,000 円	12,345,000 円	10,335,000 円
99歳 20,000 円	62 人	61 人	62 人
	1,240,000 円	1,220,000 円	1,240,000 円
100歳 以上 30,000 円	127 人	135 人	142 人
	3,810,000 円	4,050,000 円	4,260,000 円
合計	2,085 人	2,460 人	2,304 人
	25,083,000 円	29,143,000 円	27,123,000 円

※財源：一般財源

障がい福祉サービス利用状況

平成29年度

(単位：人，円)

サービス区分		利用者 延人数	公費負担額	利用者 負担額	事業費
訪問系	居宅介護	3,369	182,142,209	938,305	183,080,514
	重度訪問介護	34	3,365,840	0	3,365,840
	同行援護	462	11,790,245	120,938	11,911,183
	行動援護	44	3,738,884	0	3,738,884
	短期入所	592	36,549,444	66,744	36,616,188
	重度障がい者等包括支援	0	0	0	0
日中活動	療養介護	314	82,086,190	0	82,086,190
	生活介護	5,968	1,179,500,327	1,186,369	1,180,686,696
	自立訓練（機能訓練）	1	6,534	726	7,260
	自立訓練（生活訓練）	481	61,013,106	73,642	61,086,748
	就労移行支援	522	98,217,132	420,435	98,637,567
	就労継続支援	3,879	489,669,076	930,099	490,599,175
居住支援	共同生活援助（グループホーム）	2,415	329,205,956	495,994	329,701,950
	施設入所支援	2,870	392,669,791	398,156	393,067,947
小 計		20,951	2,869,954,734	4,631,408	2,874,586,142
療養介護医療費		314	22,136,503	—	22,136,503
高額障がい福祉サービス費		184	1,250,064		1,250,064
高額障がい福祉サービス等給付費		74	188,746		188,746
特例介護給付費		0	0		0
計		21,523	2,893,530,047	4,631,408	2,898,161,455

児童福祉相談の状況（内容別件数）（3年間）

子育て支援課

平成27年度

(単位：件)

項目	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	自閉症等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
実件数	22	106	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0	10	0	2	30	175
延件数	625	1,001	3	1	0	15	0	7	0	0	0	0	217	0	8	92	1,969

平成28年度

(単位：件)

項目	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	自閉症等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
実件数	28	97	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	14	0	0	19	162
延件数	632	1,318	0	1	0	5	0	3	0	0	0	11	400	0	0	89	2,459

平成29年度

(単位：件)

項目	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	自閉症等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
実件数	35	84	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	5	0	0	20	147
延件数	631	1,184	0	0	0	1	0	0	0	48	0	2	149	0	0	87	2,102

児童虐待の状況及び対応に関する資料 要保護児童連絡協議会に関する資料

飯塚市要保護児童連絡協議会要綱(抜粋)

平成18年3月26日

飯塚市告示第128号

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者をもって構成する。

別表(第3条関係)

区分	関係機関等
国又は地方公共団体の機関	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
	筑豊教育事務所
	田川児童相談所
	飯塚市保健センター
	飯塚市教育委員会
	飯塚市福祉事務所
	福岡県飯塚警察署
	福岡法務局飯塚支局
	飯塚少年サポートセンター
法人	一般社団法人 飯塚医師会
	公立大学法人 福岡県立大学
法人以外	飯塚市民生委員児童委員協議会
	飯塚市保育協会
	飯塚市中学校校長会
	飯塚市小学校校長会
その他の機関等	その他必要と認められる機関等 ※注1

※注1 福岡県弁護士会、飯塚病院(虐待防止拠点病院)

要保護児童連絡協議会開催概要

平成27年度

(単位：件)

ランク	第1回 部会	第1回 乳幼児 部会	第1回 代表者 会議	第2回 部会	第2回 乳幼児 部会	第3回 部会	第2回 代表者 会議	集計
	H27. 5. 26	H27. 7. 30	H27. 8. 27	H27. 10. 27	H27. 12. 22	H28. 2. 17	H28. 3. 17	
	参加 7名	参加 11名	参加 15名	参加 9名	参加 11名	参加 11名	参加 19名	
特A (最重度)	1	0	0	0	0	0	0	1
A (重度)	0	0	0	0	0	0	0	0
B (中度)	3	6	3	4	11	5	1	33
C (軽度)	1	3	0	1	2	1	0	8
その他 (軽微)	8	6	0	8	6	8	0	36
合計	13	15	3	13	19	14	1	78

平成28年度

(単位：件)

ランク	第1回 部会	第1回 乳幼児 部会	第1回 代表者 会議	第2回 部会	第2回 乳幼児 部会	第3回 部会	集計
	H28. 5. 25	H28. 7. 27	H28. 8. 25	H28. 10. 13	H28. 12. 15	H29. 2. 23	
	参加 9名	参加 10名	参加 17名	参加 10名	参加 11名	参加 10名	
特A (最重度)	0	0	0	0	0	0	0
A (重度)	0	0	0	1	0	1	2
B (中度)	6	12	0	4	11	4	37
C (軽度)	2	2	1	4	2	6	17
その他 (軽微)	9	8	2	10	7	11	47
合計	17	22	3	19	20	22	103

平成29年度

(単位：件)

ランク	第1回 部会	第1回 乳幼児 部会	第1回 代表者 会議	第2回 部会	第2回 乳幼児 部会	第3回 部会	集計
	H29. 5. 25	H29. 7. 27	H29. 8. 17	H29. 10. 31	H29. 12. 21	H30. 2. 22	
	参加 10名	参加 11名	参加 18名	参加 8名	参加 12名	参加 11名	
特A (最重度)	0	0	0	0	0	1	1
A (重度)	2	0	2	1	1	2	8
B (中度)	3	10	0	7	7	5	32
C (軽度)	8	5	0	8	5	6	32
その他 (軽微)	9	7	0	9	5	9	39
合計	22	22	2	25	18	23	112

要保護児童連絡協議会会議概要

平成27年度

会議の名称	第1回 代表者会議
開催日時	平成27年8月27日(木) 13時30分から15時00分
開催場所	飯塚市役所 第1委員会室
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関の変更について 平成25年に飯塚病院が虐待防止拠点病院として県より指定されており、本年度より要保護児童連絡協議会に参加する。 2 乳幼児部会の設置について 就学前の子どもについては、これまで部会で協議していたが、新規に乳幼児部会を設置し協議することにする。

会議の名称	第2回 代表者会議
開催日時	平成28年3月17日(木) 14時00分から15時30分
開催場所	飯塚市役所 第2別館会議室
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関の変更について 新年度より、公立大学法人福岡県立大学が要保護児童連絡協議会に参加する。 2 児童相談システムの導入について 要保護児童連絡協議会の関係機関をつなげるネットワークの構築について検討。今後協議していくこととする。

平成28年度

会議の名称	第1回 代表者会議
開催日時	平成28年8月25日(木) 14時00分から15時40分
開催場所	飯塚市役所 第2別館会議室
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童相談システムの導入について ハードの整備は多額の費用が必要な上、円滑に運用するためには十分な調整が必要となることから、現段階ではソフト面を充実させることとする。 2 里親制度について 児童相談所よりリーフレットを使用しての説明。

平成29年度

会議の名称	第1回 代表者会議
開催日時	平成29年8月17日(木) 14時00分から15時00分
開催場所	飯塚市役所 201・202会議室
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会委員の変更について 本年度より部会及び乳幼児部会の委員として、飯塚警察署及び民生委員児童委員協議会が参加する。 2 要保護児童連絡協議会への要望等について 事前に関係機関より提出された意見等について協議し、協議会の運営について必要に応じて見直しを図ることとする。

(1) 児童虐待相談類型別

(上段：実件数、下段：実人数)

年 度	身 体 的	性 的	心 理 的	ネグレクト 保護の怠慢等	合 計
27	12	1	2	7	22
	16	1	6	14	37
28	14	0	6	8	28
	19	0	14	17	50
29	17	0	7	11	35
	23	0	14	19	56

(2) 児童虐待相談通告経路別

(上段：実件数、下段：実人数)

年 度	学 校	保幼 育稚 所園	行政 機関 (飯塚市)	行政 機関 (その他)	児童福祉施設	医療機関	家族・親族	近隣・知人	合 計
27	3	5	5	4	0	2	3	0	22
	6	7	5	8	0	6	5	0	37
28	8	7	5	2	1	2	1	2	28
	15	11	11	2	1	5	2	3	50
29	11	8	6	2	2	3	2	1	35
	16	14	8	5	2	6	3	2	56

(3) 児童虐待相談対応別

(上段：実件数、下段：実人数)

年 度	終 結	継 続	転 出	児童相談所 送致 (うち転出)	合 計
27	1	21	0	0(0)	22
	1	36	0	0(0)	37
28	6	19	0	3(1)	28
	8	39	0	3(1)	50
29	8	24	0	3(1)	35
	12	41	0	3(1)	56

(4) 児童虐待相談年齢別

(上段：実人数、下段：種別における割合)

年度	年齢層	身体的	性的	心理的	保護の怠慢等 (ネグレクト)	合計
27	0～3歳	1	0	4	10	15
		6.3%		66.6%	71.4%	40.6%
	4～6歳	10	0	1	2	13
		62.5%		16.7%	14.3%	35.1%
	7～12歳	5	0	1	2	8
31.2%			16.7%	14.3%	21.6%	
13歳以上	0	1	0	0	1	
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	2.7%	
計	16	1	6	14	37	
28	0～3歳	3	0	8	8	19
		15.8%		57.2%	47.0%	38.0%
	4～6歳	7	0	3	2	12
		36.8%		21.4%	11.8%	24.0%
	7～12歳	8	0	3	5	16
42.1%			21.4%	29.4%	32.0%	
13歳以上	1	0	0	2	3	
	5.3%		0.0%	11.8%	6.0%	
計	19	0	14	17	50	
29	0～3歳	4	0	3	2	9
		17.4%		21.4%	10.5%	16.1%
	4～6歳	12	0	4	5	21
		52.2%		28.6%	26.3%	37.5%
	7～12歳	6	0	5	7	18
26.1%			35.7%	36.9%	32.1%	
13歳以上	1	0	2	5	8	
	4.3%		14.3%	26.3%	14.3%	
計	23	0	14	19	56	

(上段：実人数、下段：種別における割合)

年度	年齢層	身体的	性的	心理的	保護の怠慢等 (ネグレクト)	合計
27	就学前	11	0	5	12	28
		68.8%	0.0%	83.3%	85.7%	75.7%
	就学	5	1	1	2	9
		31.2%	100.0%	16.7%	14.3%	24.3%
	計	16	1	6	14	37
28	就学前	10	0	11	10	31
		52.6%		78.6%	58.8%	62.0%
	就学	9	0	3	7	19
		47.4%		21.4%	41.2%	38.0%
	計	19	0	14	17	50
29	就学前	16	0	7	7	30
		69.6%		50.0%	36.8%	53.6%
	就学	7	0	7	12	26
		30.4%		50.0%	63.2%	46.4%
	計	23	0	14	19	56

要保護児童の推移

()は新規 ※内数

年度	特A (最重度)	A (重度)	B (中度)	C (軽度)	その他 (軽微)	計
27	0件	0件	14件 (6件)	3件 (0件)	14件 (4件)	31件 (10件)
	0人	0人	26人 (9人)	8人 (0人)	27人 (5人)	61人 (14人)
28	0件	1件 (0件)	11件 (6件)	8件 (5件)	14件 (6件)	34件 (17件)
	0人	1人 (0人)	21人 (8人)	12人 (6人)	34人 (13人)	68人 (27人)
29	1件 (1件)	3件 (1件)	12件 (9件)	11件 (5件)	12件 (2件)	39件 (18件)
	1人 (1人)	10人 (1人)	21人 (15人)	19人 (8人)	27人 (2人)	78人 (27人)

特Aランク【最重度】：生命の危機が「ありうる」「危惧する」もの。即刻入院加療が必要な疾病・外傷がある。

Aランク【重度】：今すぐには生命の危険はないと考えるが、子どもの健康や成長・発達に重大な影響が出ている。

Bランク【中度】：今は入院を要するほどの外傷や栄養障がいではないが長期的にみると、人格形成に問題を残すことが危惧される。

Cランク【軽度】：実際に子どもへの暴力や養育に対する拒否感があり、加害者本人や周囲の者が虐待と感じているが、衝動コントロールが一定できる。

その他【軽微】：このまま悪化すれば虐待に移行する懸念が高い。あるいは、虐待状態から改善された状態。

子ども医療費助成事業 支給対象者の年齢内訳

医療保険課

(単位：件)

平成29年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
	8,484	24,026	24,541	21,498	21,604	20,066	20,580	10,043	8,849	8,643
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	計
	8,107	6,762	6,579	53	27	17	17	10	8	189,914

※ 年齢は平成30年3月31日現在

※ 件数は医療機関等年間延べ利用件数

子ども医療費に係る一部自己負担の状況について

(単位：円)

区分	助成額	一部自己負担額
平成27年度	345,989,527	14,073,600
平成28年度	368,409,817	21,659,700
平成29年度	363,127,004	35,367,218

各私立保育所の運営費用に関する資料 人員配置に関する資料

子育て支援課

29年度正規保育士の給与等状況

平成29年8月1日現在 (単位：円)

正規職員	1年目平均年収	2年目平均年収	3年目平均年収	5年目平均年収
	2,572,161	2,727,399	2,820,635	3,006,124
	平均月収	平均月収	平均月収	平均月収
	214,346	227,283	235,052	250,510

正規職員	10年目平均年収	15年目平均年収	20年目平均年収
	3,336,207	3,543,881	3,905,309
	平均月収	平均月収	平均月収
	278,017	295,323	325,442

29年度入所児童要支援者数調査

(単位：人)

施設名	療育手帳保持者	身体障がい者手帳保持者	加配数
私立保育園 (22園) 私立こども園 (3園)	3	1	5

※配慮が必要な子どもの人数は不明

【私立保育園（所）】

平成30年3月1日現在（単位：人）

番号	施設名	定員	保育士	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	その他計	計	園長	合計	調理員	人数
1	明星保育園	200	常勤	6	10		2	3		21	2	23	1	24	常勤	5
			非常勤	1	1		0	0		2	0	2	0	2	非常勤	1
			計	7	11		2	3		23	2	25	1	26	計	6
2	あじさい保育園	160	常勤	6	10		2	2		20	1	21	1	22	常勤	5
			非常勤	0	4		2	0		6	0	6	0	6	非常勤	2
			計	6	14		4	2		26	1	27	1	28	計	7
3	あさひ保育園	120	常勤	6	7		2	2		17	2	19	1	20	常勤	2
			非常勤	2	2		0	0		4	0	4	0	4	非常勤	2
			計	8	9		2	2		21	2	23	1	24	計	4
4	ひかる保育園	110	常勤	3	7		2	3		15	0	15	1	16	常勤	0
			非常勤	2	2		0	0		4	0	4	0	4	非常勤	0
			計	5	9		2	3		19	0	19	1	20	計	0
5	わかみず保育園	120	常勤	3	6		2	3		14	2	16	1	17	常勤	3
			非常勤	2	0		0	0		2	0	2	0	2	非常勤	0
			計	5	6		2	3		16	2	18	1	19	計	3
6	潤野保育園	120	常勤	6	6		2	3		17	2	19	1	20	常勤	5
			非常勤	1	3		0	0		4	0	4	0	4	非常勤	0
			計	7	9		2	3		21	2	23	1	24	計	5
7	飯塚保育園	80	常勤	4	5		2	2		13	2	15	1	16	常勤	3
			非常勤	0	0		0	0		0	0	0	0	0	非常勤	0
			計	4	5		2	2		13	2	15	1	16	計	3
8	横田保育園	60	常勤	3	6		3	2		14	3	17	1	18	常勤	3
			非常勤	0	0		0	0		0	0	0	0	0	非常勤	0
			計	3	6		3	2		14	3	17	1	18	計	3
9	常楽寺保育園	110	常勤	4	7		2	2		15	2	17	1	18	常勤	0
			非常勤	2	0		0	0		2	0	2	0	2	非常勤	0
			計	6	7		2	2		17	2	19	1	20	計	0
10	つぼみ保育園	70	常勤	1	5		2	1		9	3	12	1	13	常勤	2
			非常勤	3	4		1	1		9	0	9	0	9	非常勤	1
			計	4	9		3	2		18	3	21	1	22	計	3
11	常葉保育園	80	常勤	2	6		1	2		11	3	14	1	15	常勤	0
			非常勤	0	0		0	0		0	0	0	0	0	非常勤	0
			計	2	6		1	2		11	3	14	1	15	計	0

番号	施設名	定員	保育士	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	その他計	計	園長	合計	調理員	人数
12	ひばり保育園	100	常勤	4	6	2	2	14	3	17	1	18	常勤	0		
			非常勤	2	1	0	1	4	0	4	0	4	非常勤	0		
			計	6	7	2	3	18	3	21	1	22	計	0		
13	なのはな保育園	70	常勤	2	6	1	1	10	1	11	1	12	常勤	2		
			非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	非常勤	1		
			計	2	6	1	1	10	1	11	1	12	計	3		
14	たけのこ保育園	90	常勤	2	3	1	1	7	1	8	1	9	常勤	2		
			非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	非常勤	0		
			計	2	3	1	1	7	1	8	1	9	計	2		
15	庄内保育園	60	常勤	3	4	1	1	9	3	12	1	13	常勤	2		
			非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	非常勤	1		
			計	3	4	1	1	9	3	12	1	13	計	3		
16	愛の光保育園	90	常勤	3	6	2	2	13	2	15	1	16	常勤	0		
			非常勤	0	1	0	0	1	0	1	0	1	非常勤	0		
			計	3	7	2	2	14	2	16	1	17	計	0		
17	鯉田保育園	120	常勤	2	5	1	1	9	1	10	1	11	常勤	3		
			非常勤	1	5	1	1	8	0	8	0	8	非常勤	0		
			計	3	10	2	2	17	1	18	1	19	計	3		
18	飯塚東保育園	120	常勤	5	7	2	2	16	2	18	1	19	常勤	7		
			非常勤	2	2	0	0	4	1	5	0	5	非常勤	0		
			計	7	9	2	2	20	3	23	1	24	計	7		
19	つはらたんぽぽ 保育園	50	常勤	2	2	1	1	6	0	6	1	7	常勤	2		
			非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	非常勤	1		
			計	2	2	1	1	6	0	6	1	7	計	3		
20	鎮西ひかる 保育所	60	常勤	3	4	1	2	10	1	11	1	12	常勤	0		
			非常勤	1	1	0	0	2	0	2	0	2	非常勤	0		
			計	4	5	1	2	12	1	13	1	14	計	0		
21	枝国保育所	90	常勤	4	5	1	2	12	3	15	1	16	常勤	0		
			非常勤	2	1	0	0	3	0	3	0	3	非常勤	0		
			計	6	6	1	2	15	3	18	1	19	計	0		
22	あいだつくしんぼ 保育所	120	常勤	2	4	1	2	9	0	9	1	10	常勤	2		
			非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	非常勤	1		
			計	2	4	1	2	9	0	9	1	10	計	3		
常勤合計				76	127	36	42	281	39	320	22	342	常勤計	48		
非常勤合計				21	27	4	3	55	1	56	0	56	非常勤計	10		
合計				97	154	40	45	336	40	376	22	398	合計	58		

【私立認定こども園】

平成30年3月1日現在 (単位：人)

番号	施設名	定員	保育士	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	加配	計	園長	合計
1	幸袋こども園	150	常勤	5	7		4	6		22	0	22	1	23
			非常勤	1	2		0	0		3	0	3	0	3
			計	6	9		4	6		25	0	25	1	26
2	愛宕幼稚園	340	常勤	2	8		4	7		21	2	23	1	24
			非常勤	1	5		2	0		8	3	11	0	11
			計	3	13		6	7		29	5	34	1	35
3	了専寺白菊 幼稚園	205	常勤	3	8		6	8		25	6	31	1	32
			非常勤	1	0		0	0		1	2	3	0	3
			計	4	8		6	8		26	8	34	1	35
常勤合計				10	23		14	21		68	8	76	3	79
非常勤合計				3	7		2	0		12	5	17	0	17
計合計				13	30		16	21		80	13	93	3	96

[最終改正] 30文科初第100号

子初0416第6号

平成30年4月16日

内閣府子ども・子育て本部統括官
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（抜粋）

療育支援加算

1 加算の要件

主任保育士専任加算の対象施設かつ障害児^(注1)を受け入れている^(注2)施設において、主任保育士を補助する者^(注3)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと^(注4)。

(注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注4) 取組の例示

- ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・ 地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- ・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役
- ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。

2 加算の認定

(1) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、対象子ども等）を徹して確認すること。

(2) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、1の加算の要件に適合しなくなった場合には、1の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に1に適合しなくなった場合はその月）から加算の適応がないものとする。

私立保育所運営費推移（3年間）

子育て支援課

(単位：円)

摘要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
平成27年度	173,481,170	177,269,140	180,310,530	183,218,490	186,053,720	188,636,590	192,160,160
平成28年度	171,455,920	175,767,730	179,644,860	183,606,920	187,245,880	192,244,390	194,868,140
平成29年度	185,233,280	187,691,190	191,064,360	194,939,220	198,415,310	201,986,180	203,837,790

摘要	11月	12月	1月	2月	3月	栄養管理費	公定価格 等差額	合計
平成27年度	194,592,130	197,284,890	196,911,180	198,387,480	215,236,030	3,025,060	29,496,600	2,316,063,170
平成28年度	197,903,610	200,772,870	203,914,810	205,495,250	205,797,740	22,786,710	23,450,040	2,344,954,870
平成29年度	205,756,150	207,430,780	209,523,140	218,902,140	211,835,950	5,677,240	87,864,980	2,510,157,710

保育所体制と入所待機状況の月別推移（3年間）

子育て支援課

1. 市内居住児童の特定教育・保育施設（保育所・こども園）支給認定状況（人）（2・3号のみ）

（単位：人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27	3,082	3,149	3,185	3,222	3,264	3,301	3,357	3,378	3,405	3,413	3,437	3,435
28	3,117	3,178	3,206	3,244	3,286	3,334	3,375	3,420	3,448	3,425	3,450	3,451
29	3,248	3,301	3,333	3,362	3,393	3,445	3,480	3,501	3,491	3,520	3,561	3,553

※認定者数＝申込者数

2. 市内居住児童の特定教育・保育施設（保育所・こども園）利用状況（人）（2・3号のみ）

（単位：人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27	3,065	3,119	3,146	3,180	3,207	3,228	3,271	3,282	3,303	3,304	3,320	3,319
28	3,069	3,114	3,140	3,183	3,207	3,237	3,260	3,285	3,308	3,335	3,351	3,352
29	3,178	3,216	3,253	3,286	3,309	3,349	3,367	3,381	3,401	3,423	3,459	3,451

3. 未利用者（人）（毎月1日現在）

（単位：人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27	17	30	39	42	57	73	86	96	102	109	117	116
28	48	64	66	61	79	97	115	135	140	90	99	99
29	70	85	80	76	84	96	113	120	90	97	102	102

（平成26年度未利用児童数 0人）

児童扶養手当、特別児童扶養手当支給推移調べ（3年間）

子育て支援課

○児童扶養手当

区 分		平成27年度 (平成28年3月31日現在)	平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)
受給者数	全部支給	1,149人	1,162人	1,073人
	一部支給	742人	806人	753人
	全部停止	108人	125人	129人
	計	1,999人	2,093人	1,955人
児童扶養手当額		949,505,580円	948,667,920円	961,605,190円

○特別児童扶養手当

	平成27年度 (平成28年3月31日現在)			平成28年度 (平成29年3月31日現在)			平成29年度 (平成30年3月31日現在)		
	1級	2級	計	1級	2級	計	1級	2級	計
受給世帯	243世帯			242世帯			251世帯		
対象者数	106人	144人	250人	98人	155人	253人	99人	166人	265人
うち停止者数	2人	0人	2人	1人	2人	3人	1人	3人	4人
受給児童数	104人	144人	248人	97人	153人	250人	98人	163人	261人